

〇〇市視察資料

日 時 平成 年 月 日 ()

時 分～ 時 分

場 所

1 地域や保護者等の理解を得るために

【説明会について】

■ 対象者

「町立小・中学校統廃合計画（案）」作成過程における検討状況説明及び意見交換等の経過…資料 P.1 参照

■ 説明を行なうメンバー

教育長以下、学校教育課職員

■ 回数

延べ33回開催

「町立小・中学校統廃合計画（案）」作成過程における検討状況説明及び意見交換等の経過…資料 P.1 参照

■ 説明会の周知の仕方

回覧・記者発表・HP…資料 P.2、P.3 参照

■ 時期

「町立小・中学校統廃合計画（案）」作成過程における検討状況説明及び意見交換等の経過…資料 P.1 参照

■ 資料

町立小・中学校統廃合計画…資料 P.4～P.18 参照

2 統合決定へ向けて

【報告書作成後、統合決定までの経緯】

■ 統合決定の手順

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取組経過（概要）

…資料 P.19～P.24 参照

■ 統合決定の場

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことをもって正式に決定されたもの。

- 関係書類や条文など・時期・決定の周知
 - ◆ 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校名決定前の改正）…資料 P.25～P.32 参照
 - ◆ 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校名決定後の改正）…資料 P.33～P.40 参照

3 統合決定後、実施へ向けて

【実施へむけて委員会を組織したか】

- 必要な委員会・活動内容・メンバー など
 - ◆ 箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱…資料 P.41 参照
 - ◆ 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱…資料 P.42、P.43 参照
 - ◆ 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会設置要領…資料 P.44～P.46 参照
 - ◆ 統廃合にかかる検討組織体系図…資料 P.47 参照
 - ◆ 統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況（概要）…資料 P.48～P.51 参照

4 その他、課題として

【通学方法の検討について】

- スクールバスの運行（運行主体・費用・登校時・下校時 など）
 - ◆ 債務負担行為…資料 P.52 参照
 - ◆ 箱根町立箱根の森小学校スクールバス運行業務委託仕様書（案）…資料 P.53～P.55 参照
 - ◆ ルート検証後のスクールバス運行ルート（案）…資料 P.56 参照

【廃校となった学校の利用について】

- ◆ H P 「箱根町学校跡地の利用について提案を募集します。」…資料 P.57～P.59 参照
- ◆ 回覧「箱根町学校跡地の利用について皆さんの意見を聞かせてください。」…資料 P.60 参照
- ◆ 箱根町公共施設配置研究会要綱…資料 P.61、P.62 参照
- ◆ 学校跡地等利用検討協議会の設置…資料 P.63 参照

【箱根教育について】

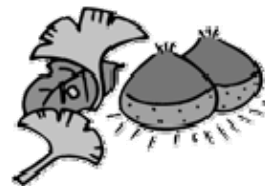
- ◆ 箱根教育の概要等…資料 P.64～P.68 参照

「町立小・中学校統廃合計画（案）」作成過程における検討状況説明及び意見交換等の経過

* 学校統廃合については本年（平成 18 年）4 月以降、改めて「3 小 1 中」という枠組みの中で、交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、保護者らから多くの意見をもらい、これを反映しながら計画の見直しを進めてきたものである。

以下は、これまでに行ってきた各小・中（幼保含む）PTA 及び地域との意見交換等の実施経過の概要を示したものである。（実施順に記載）

実施日	内 容	対象／出席者数（名）	場 所
4/10	意見交換	温泉小学校 PTA 役員等／3 名	教育委員室
5/2	見直し状況説明	湯本中学校 PTA 運営委員会／15 名	湯本中学校
5/8		箱根明星中学校 PTA 運営委員会／16 名	箱根明星中学校
5/17		箱根小学校 PTA 運営委員会／10 名	箱根小学校
		仙石原小学校 PTA 運営委員会／17 名	仙石原小学校
5/18		温泉小学校 PTA 運営委員会／9 名	温泉小学校
5/19		宮城野小学校 PTA 運営委員会／20 名	宮城野小学校
5/25		湯本小学校 PTA 運営委員会／15 名	湯本小学校
6/7	意見交換	箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員／10 名	元箱根公民館
6/15	見直し状況説明	仙石原中学校 PTA 運営委員会／17 名	仙石原中学校
6/27	意見交換	仙石原小学校 PTA・幼児学園父母の会役員等／4 名	教育委員室
		湯本小・中学校 PTA 役員／7 名	湯本中学校
7/13		箱根地域自治会及び箱根小学校 PTA 役員／11 名	箱根集会所
7/18		箱根明星中学校区 4 校 PTA 役員／19 名	箱根明星中学校
7/19		各幼稚園・保育園保護者会役員／16 名	郷土資料館学習室
7/25		仙石原小・中学校 PTA 役員／11 名	仙石原中学校
8/24		箱根小学校 PTA・箱根幼稚園父母の会会員／26 名	箱根集会所
9/4	計画（案）説明	各小・中 PTA 会長及び各幼・保父母の会会長／12 名	郷土資料館学習室
9/7	仙小位置の検討	仙石原小中学校 PTA 及び幼児学園父母の会役員／18 名	仙石原中学校
9/11	計画（案）の説明	湯本地域自治会連合会／10 名	役場分庁舎会議室
9/26		宮城野地域自治会連合会／12 名	宮城野公民館
9/28		仙石原地域自治会連合会／9 名	仙石原公民館
10/3		箱根地域自治会連合会／6 名	箱根出張所
10/10	仙小位置の検討	仙石原幼児学園父母の会臨時総会／23 名	仙石原幼児学園
	計画（案）説明	箱根明星中学校区 PTA 会員（幼保含む）／66 名	箱根明星中学校
宮ノ下地域自治会連合会／11 名		温泉公民館	
湯本中学校区 PTA 会員（幼含む）／37 名		湯本小学校	
10/20	仙小位置の検討	仙石原小学校 PTA 臨時総会／39 名	仙石原小学校
10/23	地域住民説明会	箱根地域／50 名	元箱根公民館
10/26		宮城野地域／23 名	宮城野公民館
10/27		湯本地域／23 名	役場本庁舎会議室
10/28		宮ノ下地域／43 名	温泉小学校
11/2		仙石原地域／56 名	仙石原文化センター



～箱根町立小・中学校統廃合計画（案）説明会～

学校統廃合については、昨年の終わりから今年の3月にかけて2小1中（案）をもって説明をさせていただきましたが、なかなか町民の方々の理解を得ることができませんでした。

町では本年4月以降、「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」からの提言に立ち返り、改めて「3小1中」という枠組みの中で見直しをしてまいりました。この見直しにあたっては、交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、各幼稚園・保育園父母の会や各小・中学校 PTA の方々と意見交換を行うなど、たくさんのご意見をいただきながら進めてまいりました。

これらの経過を踏まえて、「箱根町立小・中学校統廃合計画（案）」をまとめましたので、次のとおり説明会を行いたいと思います。広く町民の方々の出席をお願いします。

【日時】

地 域	場 所	日	時
箱 根	元箱根公民館	10月23日(月)	19:00～21:00
宮城野	宮城野公民館	10月26日(木)	
湯 本	役場本庁4階会議室	10月27日(金)	
宮ノ下	温泉小学校	10月28日(土)	
仙石原	仙石原文化センター	11月 2日(木)	

照会先 教育委員会学校教育課 電話 5-7600

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★iモードサイト <http://www.town.hakone.kanagawa.jp/i/>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所等出先機関、町内のコンビニエンスストアなどに置いてありますので、ぜひご利用ください。

(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)
～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～

箱根町記者発表資料

箱根町立小・中学校統廃合計画（案）説明会の開催について

1. 目的

町立小・中学校統廃合については、平成20年4月の実施に向け、本年4月以降、「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」から提言のあった「3小1中」という枠組みの中で検討してまいりました。この検討にあたっては、交通事業者・関係機関等との相談・交渉を行いながら、各幼稚園・保育園父母の会や各小・中学校PTAの方々との意見交換を行うなど、たくさんのご意見をいただきながら進めてまいりました。

これらの経過を踏まえて、「箱根町立小・中学校統廃合計画（案）」をまとめましたので、広く町民を対象に次のとおり説明会を行い、学校統廃合についての合意形成を図るものです。

2. 説明会開催日程

地域	場所	日時	
箱根	元箱根公民館	10月23日(月)	19:00~21:00
宮城野	宮城野公民館	10月26日(木)	
湯本	役場本庁4階会議室	10月27日(金)	
宮ノ下	温泉小学校	10月28日(土)	
仙石原	仙石原文化センター	11月2日(木)	

3. 周知方法

■ホームページ掲載（H18.10.10より）

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/gakkou/tougou/togokeikaku-setsu-meikai.html

■回覧（H18.10.10発行号）



照会先

箱根町教育委員会学校教育課

電話 0460-5-7600

E-mail web_gakkou@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町企画部企画課

電話 0460-5-9560

E-mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

町立小・中学校統廃合計画（案）

はじめに・・・

平成14年8月に、小・中学校PTA代表者、幼稚園・保育園父母の会代表者、自治会代表者、学識経験者による「箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会」を設置し、平成16年3月にはこの協議会から小・中学校統合に関する提言をいただきました。

町ではこれまで、可能な限りこの提言を尊重しながら統合の議論を進めてきましたが、今一度、協議会提言に立ち返り、改めて「3小1中」という枠組みの中で、平成20年4月からの体制スタートを目指し、学校統合について検討しているところです。

皆さんの意見をお伺いしながら「町の小・中学校統合計画」をまとめていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 学校統合の目的

小規模学級等の問題点の解消をすることにより、多様な教育活動の推進を図ることであります。

【活力ある学校づくり】

- 豊かな人間関係の育成
- 集団学習活動の充実
- 部活動の活性化

【学力の向上】

- 学習意欲の向上
- 指導方法の多様化
- 競争意識の向上

【学校運営の効率化】

- 指導體制の充実
- 学校行事等の活性化

2 統合後における箱根の教育の基本姿勢

(1) 地域学科（箱根教育）の設置

地域に対する興味・関心を高め、箱根を知り、箱根を愛し、箱根で生きることを誇りに持ち、箱根の未来を考えて、まちづくりの発展に尽くそうとする態度を育成する教科を設けます。

【具体的な取り組み】

- 小・中学校の9年間の系統性をもって、箱根町の歴史、文化、産業についての学習時間を設け、社会に生きるための資質を培います。さらに、国際観光都市として英語教育の充実を図ります。
- 学校間交流や情報交換、地域社会との連携を通し、箱根で生きることを誇りに思う心を培います。

(2) 基礎・基本の確実な定着

9年間一貫した教育を通して、基礎・基本の確実な習得に努め、基礎学力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

- 小・中学校間の無理のない接続を図るため、小学校高学年において、一部教科担任制を実施します。
- 小学校では、必要に応じ非常勤職員を配置します。
- 聞く・話す・書く・読む力の育成を図ります。
- 基礎学力の向上を図るため、算数・数学・英語においては少人数授業を実施します。

(3) より良い生活習慣

統合に際し、児童生徒が戸惑うことなく学校生活を送ることができるようにするとともに、より良い生活習慣を身につけさせます。

【具体的な取り組み】

- 1クラス人数の多い小学校1年生の学級に対し、教員等を加配します。
- 統合中学校に当分の間、各学年に副担任を置くことを基本とします。
- 統合校に児童生徒指導の教員を加配します。
- より良い生活習慣の重点化を図り、幼保・小・中学校生活を通し一貫した指導を実施します。

3 統合へ向けての取り組み

平成20年4月の統合体制スタートへ向けて、次のように考えています。

【具体的な取り組み】

- 積極的に学校間交流を実施します。
- 教育課程等の統一性を図ります。

4 小学校

(1) 位置

ア 湯本小学校

湯本小学校を使用します。

イ 統合小学校

温泉小学校、宮城野小学校及び箱根小学校を宮城野小学校に統合し、新設小学校として位置付けます。

ウ 仙石原小学校

仙石原小学校の校舎を改修し、引き続き使用します。

(2) 規模

【統合前】 *児童数は平成18年5月1日現在

【統合後】 *児童数は平成20年度推計値

学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
湯本小学校	21	17	14	23	25	18	118
温泉小学校	6	8	7	11	8	10	50
宮城野小学校	24	23	24	12	20	24	127
仙石原小学校	31	28	36	25	45	31	196
箱根小学校	7	7	3	3	7	6	33
計	89	83	84	74	105	89	524



学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
湯本小学校	27	27	21	17	14	23	129
統合小学校	47	29	37	38	34	26	211
仙石原小学校	25	27	31	28	36	25	172
計	99	83	89	83	84	74	512

(3) 統合小学校への通学等

統合小学校への通学に際しては、スクールバスを運行します。

ア 対象児童

(ア) 箱根小学校区及び温泉小学校区の児童を対象とします。

(イ) 強羅地区及びニノ平地区の児童も対象とします。

イ 運行経路

別紙運行経路図(案)を基に検討していきます。(交通事業者と協議中)・・・P6～7

ウ 駐車場

必要に応じて、町施設(浄水センターなど)の駐車場を利用することとします。

5 中学校

(1) 位置

湯本中学校、箱根明星中学校及び仙石原中学校を箱根明星中学校に統合し、新設中学校として位置付けます。

(2) 規模

【統合前】 *生徒数は平成 18 年 5 月 1 日現在

【統合後】 *生徒数は平成 20 年度推計値

学 校	1年	2年	3年	計
湯本中学校	23	17	20	60
箱根明星中学校	44	44	44	132
仙石原中学校	28	28	29	85
計	95	89	93	277



学 校	1年生	2年生	3年生	計
統合中学校	109	94	95	298

(3) 通 学

交通事業者と交渉を重ねているところであり、統合体制スタート時（平成 20 年 4 月を想定）には別紙通学パターン（案）のような通学が可能となる見通しです。・・・P8～15

以下はその概要です。（*現時点までの交渉を踏まえた内容となっておりますが、正式に決定・公表されたものではありませんので十分にご留意ください。）

ア 湯本地域・・・P8～11

【登下校共通】

- 箱根登山バスと箱根登山電車の共通定期券（乗車証明書）を発行する予定です。（*交通事業者・国交省と協議中）

登下校ともに、主に路線バスを利用した通学になると考えていますが、観光シーズン時などにおける交通渋滞発生時などの対策として、電車との共通定期の発行が可能となる見通しですので、箱根登山電車にも乗車することが可能となります。

【登校時】

- 畑宿発湯本経由小涌園行バスを通学に便利な時間帯に増発します。

登校に都合の良い時間帯に便が無く、また、湯本での乗り継ぎも悪いことが最大のネックとされていましたが、畑宿方面からは湯本での乗り継ぎをすることなく、「強羅入口」まで乗車することが可能となります。（湯本からも乗車できます。）

【下校時】

- 湯本発畑宿行（旧街道線）バスを増発・ダイヤ変更します。

畑宿方面への乗り継ぎに配慮し、17 時台から 18 時台にある 4 便も 30 分間隔での運行となります。

2006/10/23 現在

イ 仙石原地域・・・P12～15

【登校時】

■施設めぐりバスを湖尻発として延伸します。

登校に都合の良い時間帯の便（現行仙石発 7:40）を湖尻発として延伸しますので、湖尻方面からは仙石で乗り継ぎをすることなく「彫刻の森」（学校校門付近）まで乗車することが可能となります。

■施設めぐりバスを増発します。

登校に都合の良い時間帯に、仙石から施設めぐりバスを「停車場線ルート」で増発しますので、「彫刻の森」（学校校門付近）まで乗車することが可能となります。

【下校時】

■施設めぐりバスを増発します。

施設めぐりバスの最終便は、現行では彫刻の森発 17:23 ですが、この後に 18:10 発を増発します。この便は「宮城野経由湖尻行」としますので、仙石で乗り継ぎをすることなく「湖尻」まで乗車することが可能となります。

（4）給食

完全給食を実施することとしますが、実施方法（自校方式 他）については検討中です。

6 基本的な配慮

- ◎ 統合により生ずる児童・生徒の通学経費は全額町が負担します。
- ◎ 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- ◎ 子どもの心のケア対策はきめ細かく行います。
- ◎ 円滑な移行ができるよう、児童・生徒やPTAの各種交流事業などを支援します。
- ◎ 統合に伴う制服・体操着の変更などによる在校生の保護者の負担は、できるだけ大きくなりないようにします。

7 今後の進め方

統合の詳細については、課題ごとの検討部会を設け、保護者、教職員及び地域の方々と一緒に検討し、ここでの話し合いの結果を尊重しながら進めていきます。

統合小学校へのスクールバス運行経路図【登校時】(案)

[ルート]	大平台 (19名)	宮ノ下 (13名)	統合小学校(宮小) (32名 学校着)	恵明学園付近 (8名)	小涌谷 (7名)	統合小学校(宮小) (15名 学校着)
	強羅 (33名)	統合小学校(宮小) (33名 学校着)	二ノ平 (27名)	(強羅)	統合小学校(宮小) (27名 学校着)	
	箱根 (20名)	元箱根 (10名)	芦之湯 (2名)	統合小学校(宮小) (32名 学校着)		

- [考え方]
- * 全員座席に座る。(児童数は平成18年4月5日現在)
 - * 自宅付近の乗降は最寄バス停を利用。
 - * ルート の出発順は定期的にローテーションする。

【ルート】

箱根 20名

7:45 発



元箱根 10名

7:49 発



芦之湯 2名

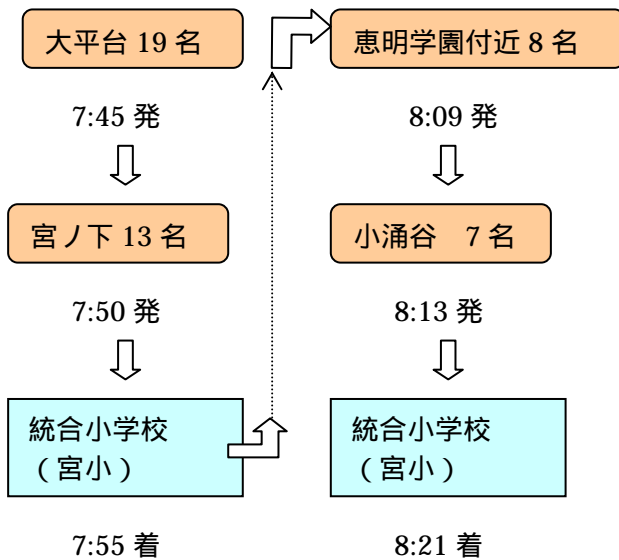
7:55 発



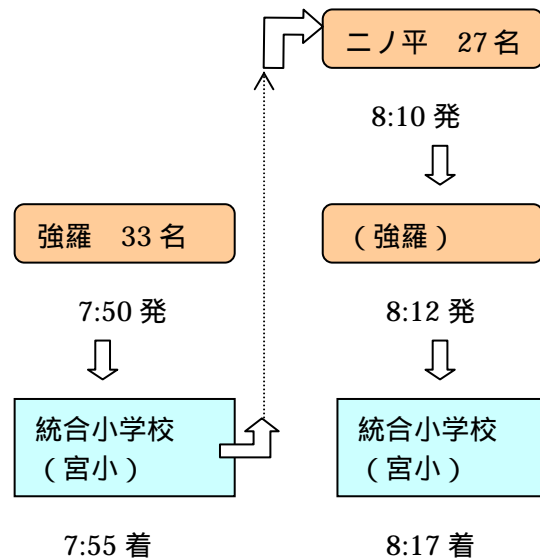
統合小学校
(宮小)

8:15 着

【ルート】



【ルート】



統合小学校へのスクールバス運行経路図【下校時】(案)

[ルート]	統合小学校(宮小) (15名乗車)	小涌谷 (7名下車)	恵明学園付近 (8名下車)	統合小学校(宮小) (32名乗車)	宮ノ下 (13名下車)	大平台 (19名下車)
	統合小学校(宮小) (27名乗車)	(強 羅)	二ノ平 (27名下車)	統合小学校(宮小) (33名乗車)	強 羅 (33名下車)	
	統合小学校(宮小) (32名乗車)	芦之湯 (2名下車)	元箱根 (10名下車)	箱 根 (20名下車)		

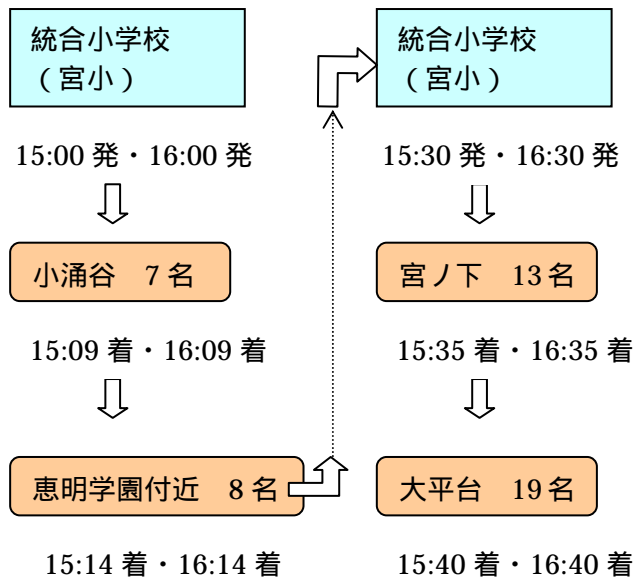
*各ルートとも最低2回(低学年・高学年)は運行。

[考え方] *全員座席に座る。(児童数は平成18年4月5日現在)

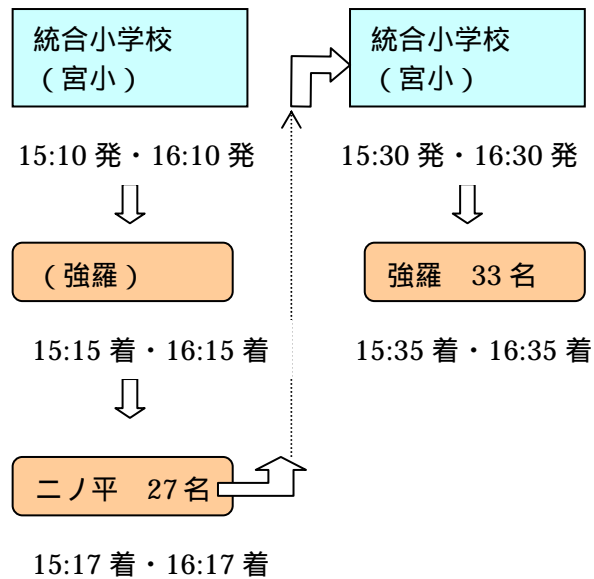
*自宅付近の乗降は最寄バス停を利用。

*ルート の出発順は定期的にローテーションする。

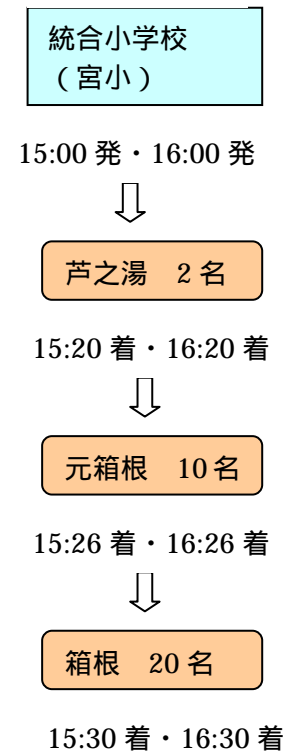
【ルート】



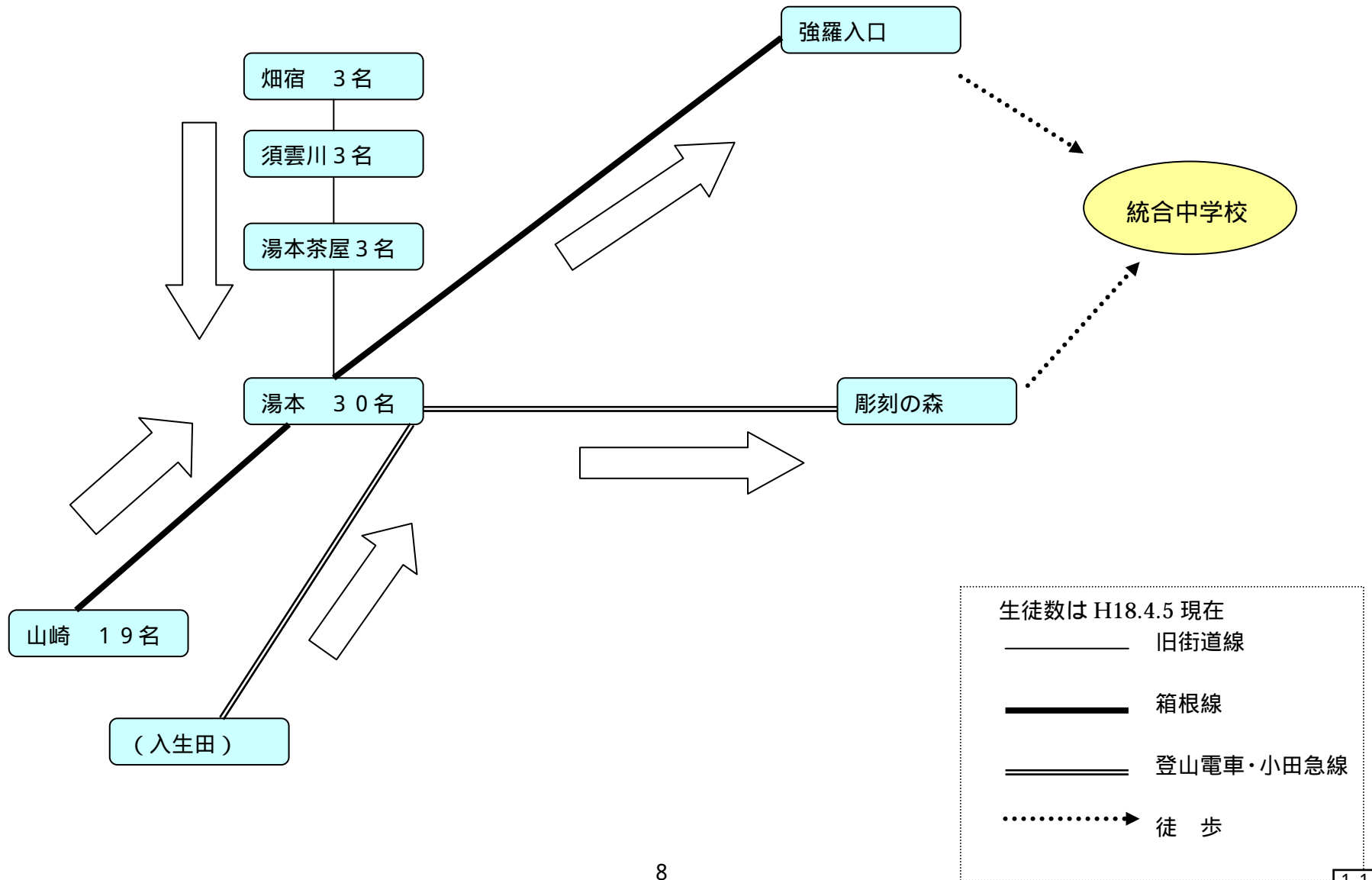
【ルート】



【ルート】



統合中学校への湯本地域からの通学パターン【登校時】(案)



統合中学校への湯本地域からの通学パターン【登校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

バス

旧街道線(湯本行)		箱根登山バス「箱根線」					教室着
畑宿	湯本	山崎	湯本	大平台	宮ノ下	強羅入口	
6:46	7:01	7:12	7:15	7:23	7:26	7:32	7:42
		7:32	7:35	7:43	7:46	7:52	8:02
7:24	7:43	***	7:43	7:51	7:54	8:00	8:10
		7:57	8:00	8:08	8:11	8:17	8:27

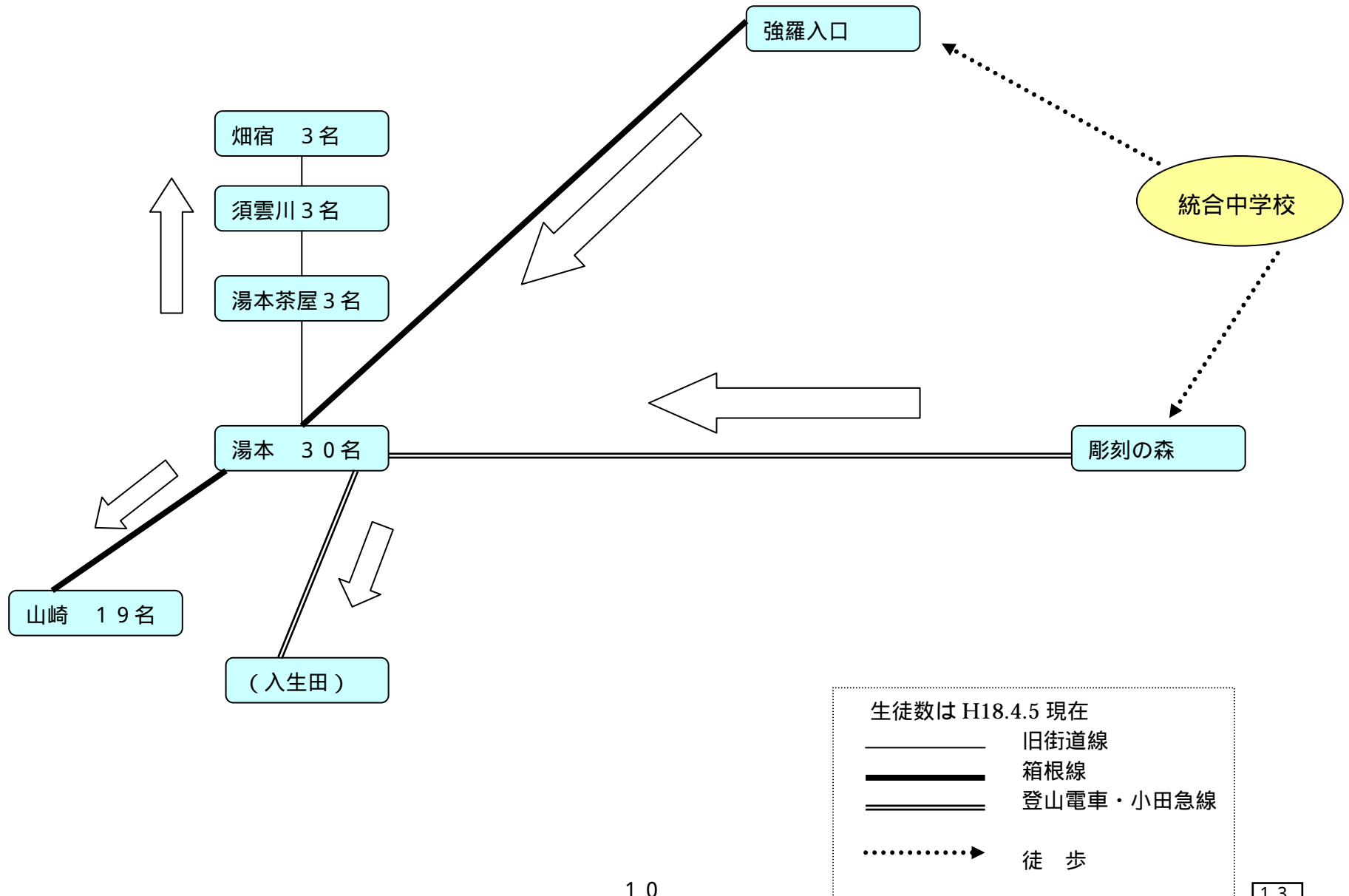
網掛け部分の増発便(バス)は湯本經由小涌園行(湯本での乗り継ぎ無し)

電車

旧街道線(湯本行)		箱根登山鉄道(入生田からは湯本で乗り換え)					教室着
畑宿	湯本	(入生田駅)	湯本駅	大平台駅	宮ノ下駅	彫刻の森駅	
6:46	7:01	(7:11)	7:19	7:34	7:42	7:50	7:55
		(7:25)	7:38	7:52	8:01	8:09	8:14
7:24	7:43	(7:38)	7:48	8:02	8:12	8:22	8:27

網掛け部分の増発便(バス)は湯本經由小涌園行

統合中学校への湯本地域からの通学パターン【下校時】(案)



統合中学校への湯本地域からの通学パターン【下校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

バ ス

教室発	箱根登山バス「箱根線」					旧街道線	
	強羅入口	宮ノ下	大平台	湯本	山崎	湯本	畑宿
15:08	15:18	15:24	15:27	15:37	15:40	15:45	16:00
15:28	15:38	15:44	15:47	15:57	16:00	16:15	16:30
15:48	15:58	16:04	16:07	16:17	16:20		
16:08	16:18	16:24	16:27	16:37	16:40	16:45	17:00
16:28	16:38	16:44	16:47	16:57	17:00	17:15	17:30
16:48	16:58	17:04	17:07	17:15	17:18	17:45	18:00
17:18	17:28	17:34	17:37	17:45	17:48	18:15	18:35
17:48	17:58	18:04	18:07	18:15	18:18	18:45	19:05
18:23	18:33	18:39	18:42	18:50	18:53	19:10	19:25

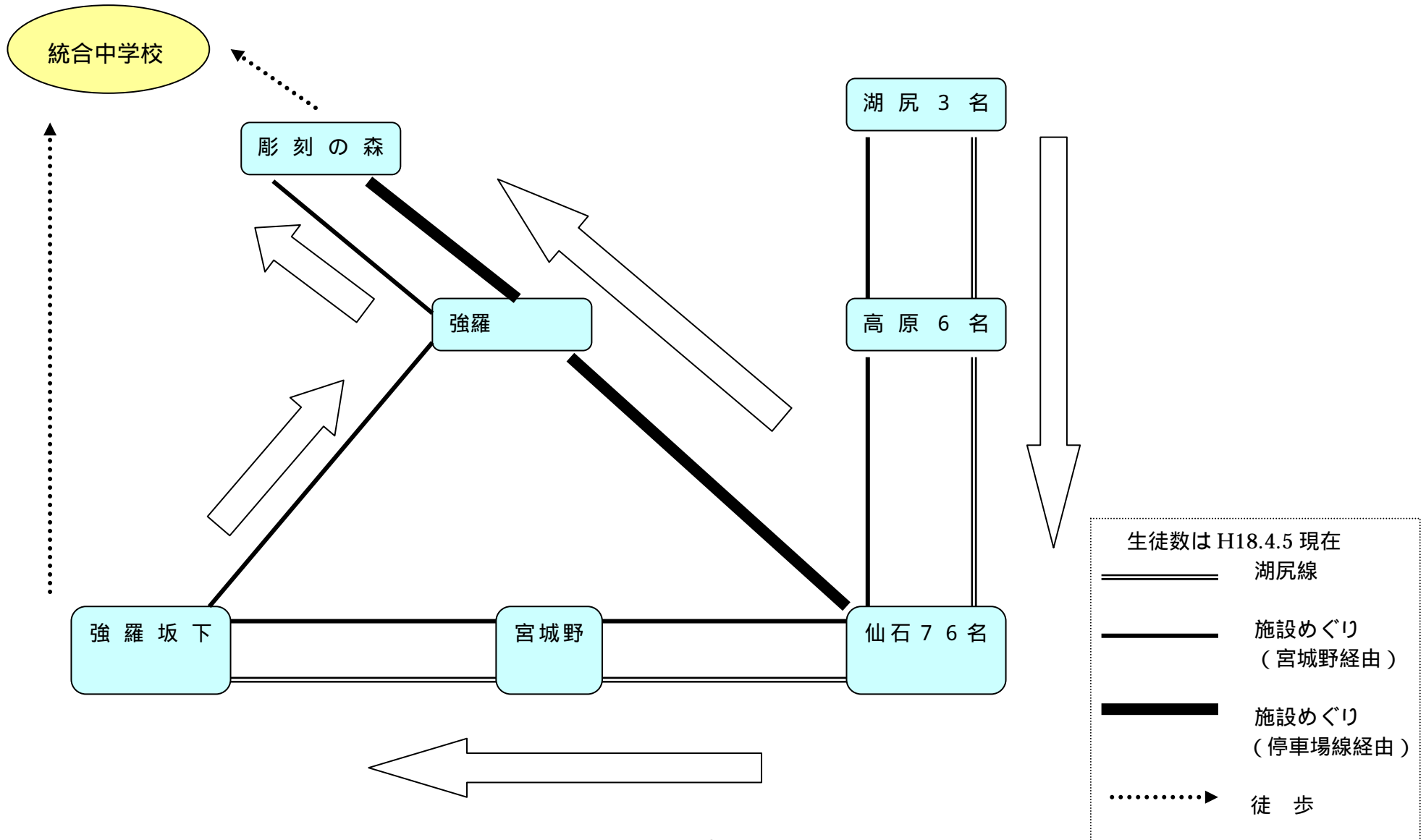
網掛け部分は増発便・ダイヤ変更便

電 車

教室発	箱根登山鉄道(入生田へは湯本で乗り換え)					旧街道線	
	彫刻の森駅	宮ノ下駅	大平台駅	湯本駅	(入生田駅)	湯本	畑宿
15:00	15:05	15:16	15:26	15:42	15:56	15:45	16:00
15:15	15:20	15:31	15:41	15:57	16:13		
15:30	15:35	15:46	15:56	16:12	16:26	16:15	16:30
15:45	15:50	16:01	16:11	16:27	16:42		
16:00	16:05	16:16	16:26	16:42	16:56	16:45	17:00
16:15	16:20	16:31	16:41	16:57	17:12		
16:30	16:35	16:46	16:56	17:12	17:26	17:15	17:30
16:45	16:50	17:01	17:11	17:27	17:42		
17:00	17:05	17:16	17:26	17:42	17:58	17:45	18:00
17:15	17:20	17:31	17:41	17:57	18:14		
17:30	17:35	17:46	17:56	18:13	18:27	18:15	18:35
17:45	17:50	18:01	18:11	18:28	18:43	18:45	19:05
18:13	18:18	18:26	18:35	18:47	18:55		
18:30	18:35	18:44	18:54	19:07	19:17	19:10	19:25

網掛け部分は増発・ダイヤ変更便

統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【登校時】(案)



統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【登校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

湖尻線と施設めぐりバスの併用(彫刻の森下車)

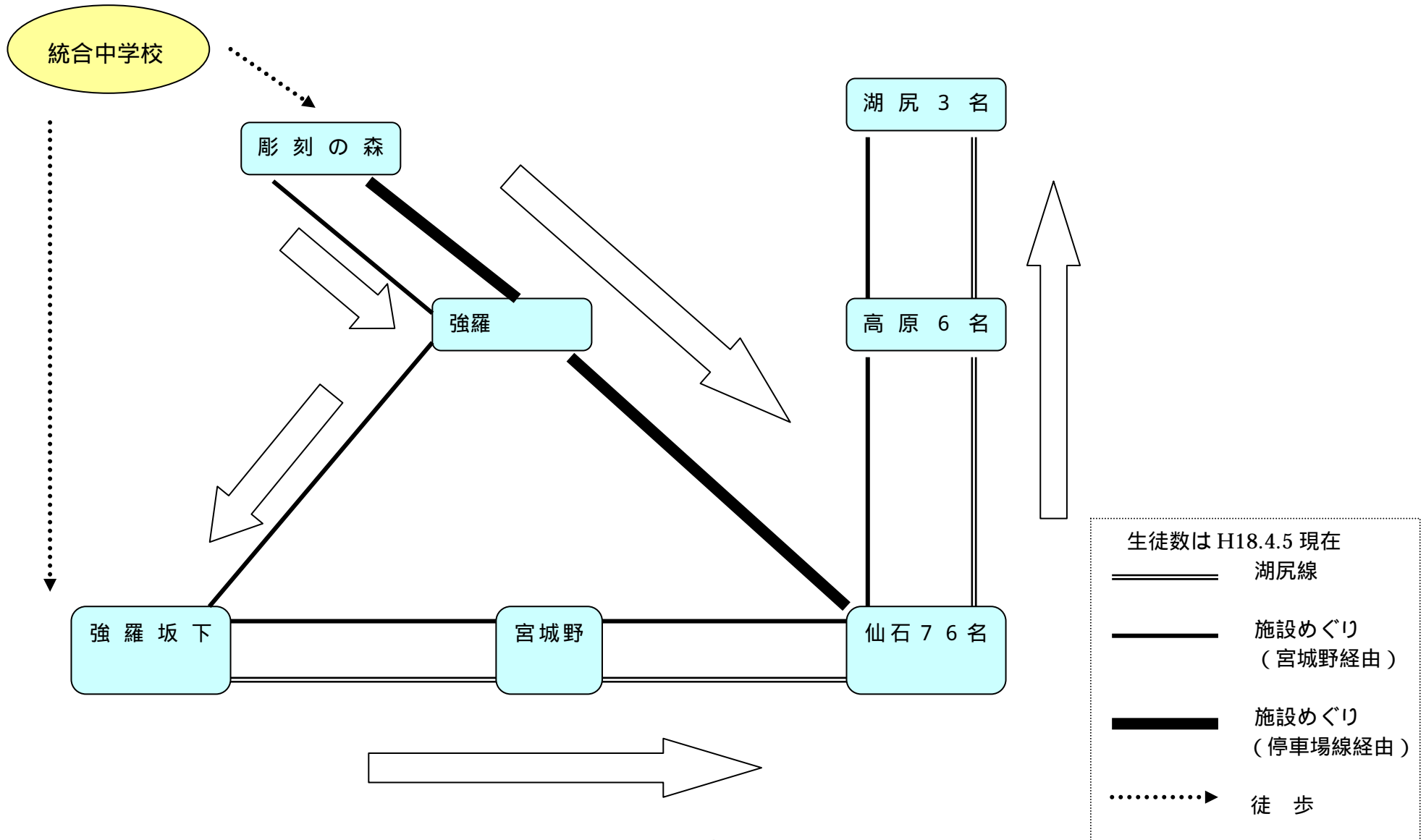
湖尻線(小田原行)			施設めぐりバス				教室着	
湖尻	高原	仙石	仙石	宮城野	強羅坂下	彫刻の森		
7:25	7:33	7:36	*湖尻線(小田原行)に乗換、強羅坂下から徒歩				8:07	
7:30	*施設めぐりバス延伸		7:40	7:40	7:51	7:52	7:57	8:02
			7:50	*停車場線ルート		8:13	8:18	
7:40	7:48	7:51	7:59	8:08	8:10	8:15	8:20	

網掛け部分は増発便

湖尻線の利用(強羅坂下下車)

湖尻線(小田原行)					強羅坂下 から徒歩	教室着
湖尻	高原	仙石	宮城野	強羅坂下		
		7:06	7:15	7:17	20分	7:37
		7:17	7:25	7:27		7:47
		7:27	7:35	7:37		7:57
7:25	7:33	7:36	7:45	7:47		8:07
7:40	7:48	7:51	8:00	8:02		8:22
		8:02	8:11	8:13		8:33

統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【下校時】(案)



統合中学校への仙石原地域からの通学パターン【下校時】(案)

【利用可能となる見通しのダイヤ】(案)

湖尻線と施設めぐりバスの併用（彫刻の森から乗車）

教室発	施設めぐりバス		湖尻線			
	彫刻の森	仙石着	(宮城野)	仙石	高原	湖尻
14:58	15:03	15:27	(15:24)	15:32	15:36	15:43
			(15:39)	15:47	15:51	15:59
15:13	* 御殿場行 15:18	* 強羅坂下 15:21	15:23	15:31	(御殿場行)	
15:18	15:23	15:47	(15:54)	16:02	16:06	16:13
15:38	15:43	16:07	(16:08)	16:16	16:20	16:28
15:58	16:03	16:27	(16:25)	16:34	16:37	16:45
16:13	* 御殿場行 16:18	* 強羅坂下 16:21	16:23	16:31	(御殿場行)	
16:18	16:23	16:48	(16:50)	16:59	17:02	17:10
16:38	16:43	17:07	(17:10)	17:19	17:22	17:30
16:53	16:58	17:21	(17:30)	17:39	17:42	17:50
17:08	* 御殿場行 17:13	* 強羅坂下 17:16	17:18	17:26	(御殿場行)	
17:18	17:23	17:46	(17:50)	17:59	18:02	18:10
			(18:10)	18:19	18:22	18:30
18:00	18:10	* 施設めぐりバス（宮城野経由）延伸				18:37
			(18:35)	18:44	18:47	18:55

湖尻線の利用（強羅坂下から乗車）

教室発	強羅坂下 まで徒歩	湖尻線(湖尻行)				
		強羅坂下	宮城野	仙石	高原	湖尻
14:52	15分	15:07	15:08	15:17	15:20	15:29
15:07		15:22	15:23	15:32	15:35	15:43
15:22		15:37	15:38	15:47	15:50	15:59
15:37		15:52	15:53	16:02	16:05	16:13
15:52		16:07	16:08	16:17	16:20	16:28
16:09		16:24	16:25	16:34	16:37	16:45
16:34		16:49	16:50	16:59	17:02	17:10
16:54		17:09	17:10	17:19	17:22	17:30
17:14		17:29	17:30	17:39	17:42	17:50
17:34		17:49	17:50	17:59	18:02	18:10
17:54		18:09	18:10	18:19	18:22	18:30
18:19		18:34	18:35	18:44	18:47	18:55

網掛け部分は増発便

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過（概要）

年 度	主な取り組み経過（年月日等）
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ●箱根町学校施設等の適正規模・配置に関する調査報告書策定（平成7年10月）
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児施設学校等適正配置検討委員会運営要綱の制定（平成8年7月1日） ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成8年9月19日） <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設等の適正規模・配置に関する調査報告書の説明及び今後の進め方 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成8年11月20日） <ul style="list-style-type: none"> ○調査報告書の地域住民、関係者委員の意見等情報交換 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年2月7日） <ul style="list-style-type: none"> ○幼児施設の総括議論 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年3月3日） <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校施設適正配置地域懇談会開催報告書 ○幼稚園、保育園の適正規模・配置の地域意見聴取
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年5月9日） <ul style="list-style-type: none"> ○平成8年度の委員会の経過説明 ○「調査報告書」の統合案の具体的検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年7月11日） <ul style="list-style-type: none"> ○小学校の適正規模・配置の検討 ○幼稚園、保育園の適正規模・配置に関する意見の取りまとめ ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年8月28日） <ul style="list-style-type: none"> ○中学校の適正規模・配置のまとめ検討 ○中学校の適正規模・配置の具体的検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年10月20日） <ul style="list-style-type: none"> ○中学校の適正規模・配置の意見のまとめ ○調査検討事項に対する総括的な意見調整 ○余裕教室等の活用の検討 ●幼児施設学校等適正配置検討委員会開催（平成9年11月21日） <ul style="list-style-type: none"> ○幼児施設学校等適正配置検討委員会報告書（案）の検討 ●平成8・9年度箱根町幼児施設学校等適性配置検討委員会報告書を町長に提出（平成10年2月）
平成 11	<ul style="list-style-type: none"> ●箱根町学校適正配置検討委員会設置要綱制定（平成11年8月2日） <ul style="list-style-type: none"> ○中学校の児童、生徒の減少により小規模化する学校の適正と配置について調査・検討を行うため委員会を設置したもの。 ●学校適正配置検討委員会、作業班員合同会議開催（平成11年8月24日） <ul style="list-style-type: none"> ○委員会設置要綱説明 ○これまでの研究検討結果等経過説明 ○「教育環境アンケート」の素案検討 ○今後の進め方について ●作業班員会議（平成11年12月21日） <ul style="list-style-type: none"> ○教育アンケートの調査実施方法等検討 ●作業班員会議（平成12年1月17日） <ul style="list-style-type: none"> ○教育環境アンケートに関わるアンケート意見修正検討

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過（概要）

年 度	主な取り組み経過（年月日等）
平成 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討委員会議（平成 12 年 1 月 20 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育環境アンケートに関わるアンケート実施説明並びに検討 ○ 教育環境アンケート実施（平成 12 年 2 月 4 日～2 月 14 日） ● 検討委員会、作業班員合同会議開催（平成 12 年 2 月 29 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育環境アンケート実施の中間報告
平成 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討委員会、作業班員合同会議開催（平成 12 年 5 月 2 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育施設等調査研究事業「小・中学校施設適正配置調査報告書」（平成 12 年 3 月作成）の説明並びに内部検討 ● 町議会民生文教常任委員会並びに町議会全員協議会（平成 12 年 8 月、9 月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校施設適正配置調査報告書（抜粋）を報告 ● 作業班員会議（平成 12 年 8 月 7 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 「教育環境アンケート」ダイジェスト版、原案の修正、意見書提出 ● 作業班員会議（平成 12 年 10 月 2 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 「小中学校施設適正配置調査報告書」ダイジェスト版（案）の検討 ● 「小中学校施設適正配置調査報告書」ダイジェスト版作成（平成 12 年 12 月） ● 小中学校施設適正配置地域懇談会開催（延べ参加者 171 名） <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城野地域（宮城野公民館） 24 名（平成 13 年 2 月 1 日） ○ 湯本地域（郷土資料館学習室） 41 名（平成 13 年 2 月 5 日） ○ 宮ノ下地域（社会教育センター） 34 名（平成 13 年 2 月 6 日） ○ 仙石原地域（仙石原公民館） 42 名（平成 13 年 2 月 14 日） ○ 箱根地域（元箱根公民館） 31 名（平成 13 年 2 月 22 日）
平成 1 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討委員会、作業班員会議（平成 13 年 4 月 25 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 「小中学校施設適正配置調査報告書ダイジェスト」地域懇談会開催結果報告 ● 検討委員会議（平成 14 年 2 月 8 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の教育施設適正配置規模・配置計画の検討→同計画（案）作成
平成 1 4 } 平成 1 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会設置要綱制定（平成 14 年 6 月 25 日） ● 協議会（平成 14 年 8 月 27 日～平成 16 年 2 月 24 日 全 13 回開催） <ul style="list-style-type: none"> ○ 「箱根町立小・中学校施設適正規模・配置計画に関する提言書」の取りまとめ ● 町長へ提言書の提出（平成 16 年 3 月 23 日）
平成 1 6 } 平成 1 7	<ul style="list-style-type: none"> ● 箱根町立小・中学校統合実施基本計画 教育委員会（案）作成（平成 16 年 12 月） ● 箱根町学校統廃合推進会議設置要綱制定（平成 17 年 3 月 11 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画作成の検討 ● 箱根町立小・中学校統合実施基本計画作成【2 小 1 中（案）】（平成 17 年 10 月） ● 同基本計画ダイジェスト版作成（平成 17 年 11 月） ● 町議会教育福祉常任委員会（平成 17 年 10 月 21 日） <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画の説明 ● 各小・中学校に対する基本計画の説明（平成 17 年 10 月 21 日～25 日）

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過（概要）

年 度	主な取り組み経過（年月日等）
平成 1 7	<ul style="list-style-type: none"> ●町議会全員協議会（平成 17 年 11 月 4 日） <ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の説明 ●元 箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会委員に対する基本計画の説明（平成 17 年 11 月 10 日） ●保護者対象の基本計画説明会開催（延べ出席者 437 名） <ul style="list-style-type: none"> ○湯本小学校 113 名（平成 17 年 11 月 28 日） ○温泉小学校 42 名（平成 17 年 12 月 1 日） ○湯本中学校 45 名（平成 17 年 12 月 2 日） ○宮城野小学校 67 名（平成 17 年 12 月 5 日） ○仙石原小学校（仙石原文化センター） 73 名（平成 17 年 12 月 7 日） ○仙石原中学校 16 名（平成 17 年 12 月 9 日） ○箱根小学校 42 名（平成 17 年 12 月 13 日） ○箱根明星中学校 39 名（平成 17 年 12 月 16 日） ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会（平成 18 年 1 月 30 日） <ul style="list-style-type: none"> ○保護者説明会の結果報告 ●地域住民対象の基本計画説明会開催（延べ出席者 240 名） <ul style="list-style-type: none"> ○宮城野地域（宮城野公民館） 45 名（平成 18 年 2 月 21 日） ○箱根地域（元箱根公民館） 44 名（平成 18 年 2 月 23 日） ○湯本地域（役場本庁） 60 名（平成 18 年 2 月 24 日） ○宮ノ下地域（温泉小学校） 28 名（平成 18 年 2 月 26 日） ○仙石原地域（仙石原文化センター） 63 名（平成 18 年 3 月 1 日）
平成 1 8	<ul style="list-style-type: none"> ●箱根町学校統廃合推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ○「3小1中」で計画の見直し・検討 ●各小・中（幼保含む）PTA 及び地域との意見交換等を実施（平成 18 年 4 月 10 日～平成 18 年 10 月 20 日） ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会（平成 18 年 6 月 20 日） <ul style="list-style-type: none"> ○学校統廃合推進会議の協議結果の報告 ●「町立小・中学校統廃合計画（案）」作成【3小1中（案）】（平成 18 年 8 月 31 日） <ul style="list-style-type: none"> *この後においても、交通事業者、保護者らとの協議・調整に応じ随時必要な修正を加えたもの。（最終計画案は 10/23 付け） ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会（平成 18 年 9 月 11 日） <ul style="list-style-type: none"> ○「町立小・中学校統廃合計画（案）」の説明 ●町議会箱根町立小中学校統廃合実施検討協議会（平成 18 年 9 月 11 日） <ul style="list-style-type: none"> ○「町立小・中学校統廃合計画（案）」の説明 ●保護者対象の計画（案）説明会開催（延べ出席者 103 名） <ul style="list-style-type: none"> ○箱根明星中学校区 66 名（平成 18 年 10 月 10 日） ○湯本中学校区（湯本小学校） 37 名（平成 18 年 10 月 13 日）

箱根町における学校統廃合「住民合意」までの主な取り組み経過（概要）

年 度	主な取り組み経過（年月日等）
平成18	<p>●地域住民対象の計画（案）説明会開催（延べ出席者 195名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○箱根地域（元箱根公民館） 50名（平成18年10月23日） ○宮城野地域（宮城野公民館） 23名（平成18年10月26日） ○湯本地域（役場本庁） 23名（平成18年10月27日） ○宮ノ下地域（温泉小学校） 43名（平成18年10月28日） ○仙石原地域（仙石原文化センター） 56名（平成18年11月 2日） <p>※上記10/23～11/2の住民説明会において計画（案）について概ねの理解をいただき、学校統廃合についての「住民合意形成」が図ることができたものである。</p> <p>[住民合意後、統合の詳細については保護者、教職員及び地域の方々を交え、課題（項目）ごとの検討部会において検討を進めているところである。]</p> <p>【箱根町ホームページ URL】 http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/gakkou/tougou/gakkou-touhaigou.html</p>

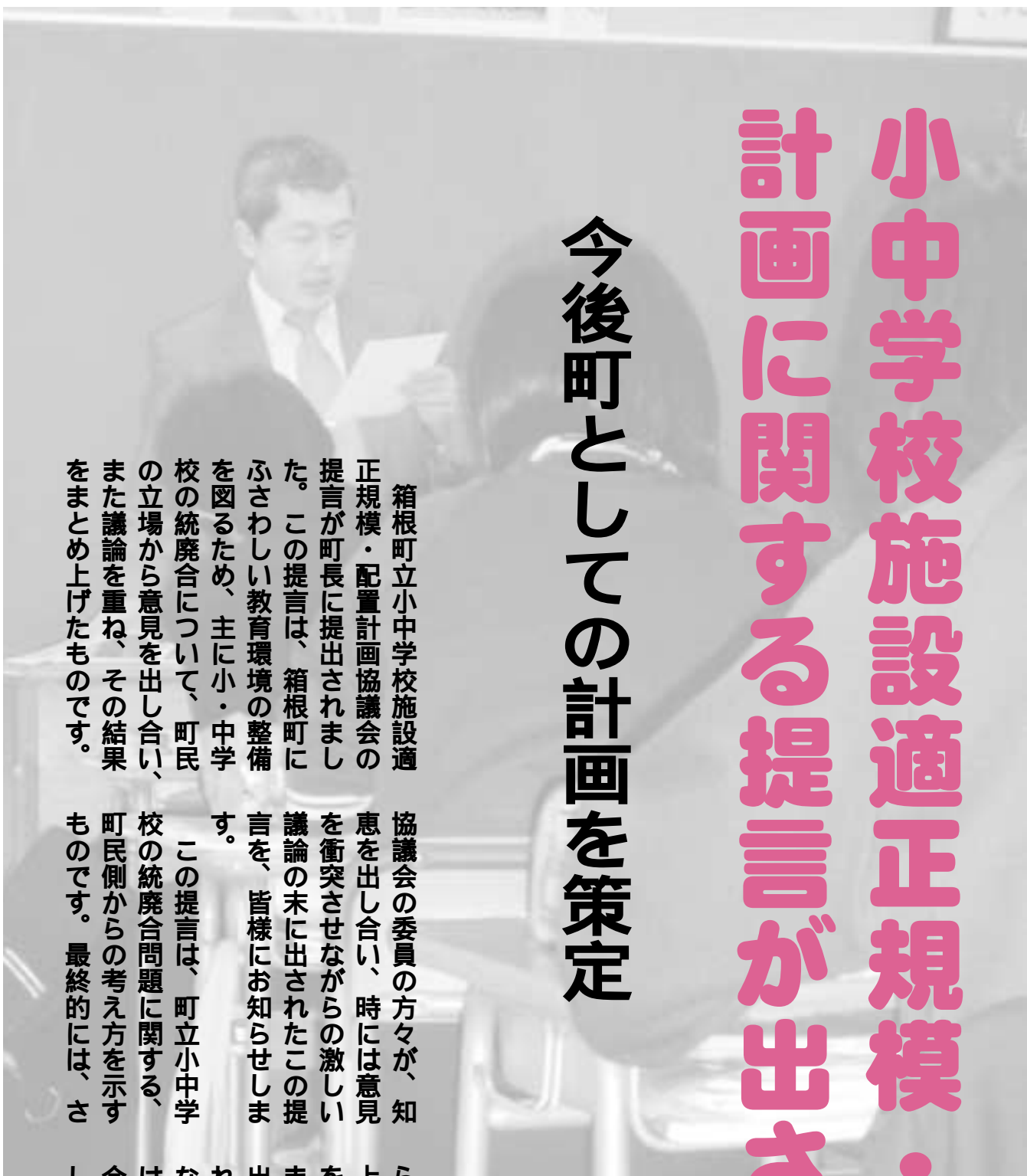
小中学校施設適正規模・配置 計画に関する提言が出される

今後町としての計画を策定

箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会の正規模・配置計画協議会の提言が町長に提出されました。この提言は、箱根町にふさわしい教育環境の整備を図るため、主に小・中学校の統廃合について、町民の立場から意見を出し合い、また議論を重ね、その結果をまとめ上げたものです。

協議会の委員の方々が、知恵を出し合い、時には意見を衝突させながらの激しい議論の末に出されたこの提言を、皆様にお知らせします。

この提言は、町立小中学校の統廃合問題に関する、町民側からの考え方を示すものです。最終的には、さら



はじめに

箱根町立小中学校施設適正規模・配置計画協議会（以下「協議会」という。）は、平成14年8月27日に第1回の協議会を開催して以来、13回にわたって小中学校の適正規模・配置について検討してきました。全国的に少子化が進み、箱根町でも子どもの数が減少するなか、箱根の子どもの教育環境をより良いものにしていくという観点から、小学校・中学校をそれぞれ何校にし、どこに配置するかを具体的に協議しました。限られた時間と条件の中でしたが、毎

回多数の委員の参加を得て、いろいろな角度から意見交換を行うことができ、ここに協議会として提言をまとめるに至りました。町・教育委員会および関係諸機関にあつては、本提言を尊重し、小・中学校の配置をはじめとする教育環境の充実に取り組まれるよう要望いたします。

1. 協議の際に前提とした事項について

まず、協議にあつて前提とした事項について2点述べます。第1点目は、小・中学校統廃合に関する各種の調査や報告書がこれまで示した提言や提案の結論を尊重するということです。平成8・9年度には、PTA関係者、学識経験者、議会議員、学校教育関係者、町職員を含めた箱根町幼児施設・学校等適正配置検討委員会が調査・検討を行い、小学校については学区の見直しを含めた適正配置を、中学校については一校が望ましいとする報告書を町長に提出しました。平成11年には、一般住民・小・中学校保護者および5歳未満児保護者を対象に「教育環境アンケート調査」が実施され、

「箱根町の教育環境の現状と課題」にまとめられています。そ

2. 教育効果と小・中学校規模の適正化について

小学校は3校、中学校は1校が適正規模だと考えます。

小学校について

平成22年には、小学校の全児童数が平成15年比で24パーセント減少し、580名から450名になると推計されることから、現在の5校を3校に統合し、より大きな集団で教育することが適当であるという結論に達しました。将来的な児童の減少を考えると、1校で良いのではないかと

いう意見も出されました。

中学校について

1校にすると、仙石原地域の生徒が湯本地域へ通う、または湯本地域の生徒が仙石原地域に通う可能性が出てくるなど、通学距離がかなり長くなり、緊急時の対応などが心配という意見がありました。全町では生徒がさらに減少する傾向にあり、1校にまとめて、一定規模の集団で教育を行う必要があるという考えで一校、現在の3校の中学校を1校に統合することで合意しました。

また、学級定員については、1学級25名程度の少人数学級とし、子どもたちの個性や能力に対応したきめ細やかな教育が行われることが重要と考えます。

少数意見について

中学校については、仙石原地域委員から2校案の検討を求め強い意見が出されましたが、一定規模の集団で教育を行うことが重要だと、1校案でまとめる方向性が確認されました。

3. 小・中学校の配置計画について

小学校は、湯本地域、中央地



域（宮ノ下・宮城野・箱根）、仙石原地域に、それぞれ1校を置くこととし、中央地域は、現宮城野小学校に統合小学校を置くこととしました。

中学校については、現箱根明星中学校に、統合中学校を置くこととしました。

小学校について

地域性や現在の学校規模を考慮すると、湯本地域、中央地域、仙石原地域にそれぞれ1校残すことが適当であるという点で一致しました。中央地域については、宮城野および温泉小学校保護者の多くが現箱根小学校に通うのは困難であると考えていること、また、現温泉小学校の校庭が非常に狭く、中央地域の小学校とするのは難しいこと、



町長に提言書を渡す野本委員長（中央）と窪澤副委員長（左）

さらに、温泉小学校PTAも現宮城野小学校を総意として希望していることから、現宮城野小学校を中央地域の統合小学校とすることとしました。

中学校について

中学校の配置については、主に、交通の便から湯本地域に置いた方がよいという意見と、地理的な理由で町の中央に置いた方がよいという二つの意見に分かれましたが、湯本地域では統合後の規模や少人数学級、学校給食の実施などの新たな教育環境の整備に対応した用地の確保などが難しいことから、現状としては現箱根明星中学校に置くことが適切と考えました。

少数意見について

箱根小学校については、箱根地域委員からは是非残して欲しいという強い意見が出されました。また、他の委員から、残すか他校に統合するか判断を箱根地域の人に委ねてもいいのではないかとという意見も出されました。

4. 統合の時期について

小学校はできるだけ早く統合し、中学校については、早急に

統合することを求めることで一致しました。

理由について

統合の時期については、可能な限り、早い時期に実施してほしいという意見が出されました。とりわけ、中学校については、希望の部活動ができなくなるなど、教育活動にも支障が出てきているため、早急に統合を進めることを求めることとしました。



5. 通学区域について

通学区域が検討課題となる小学校については、現小学校区単位での統合を進め、通学区域の

変更は行わないこととしました。

地域によっては、通学距離の関係で通学区域の変更を行った方がよいのではないかとという意見も出されましたが、同一地区でありながら、子どもの通学学校が異なると、地域活動への参加に支障が生ずる等の意見もあり、通学区域の変更は行わないこととしました。

ただし、従来どおり、学区外の通学については柔軟に対応して、子どもや保護者の負担が重くならないよう配慮を求めるところとしました。

また、通う学校を自由に選択できる自由学区制についても検討しましたが、学校間の競争により個性的で魅力ある学校づくりが進む可能性があるのではないかとという意見がある一方で、学校間に人数の偏りが出て、目的としている集団学習が困難になること、子供会活動や地域活動への参加が困難になるのではないかとという危惧も出され、結論を出すには至りませんでした。自由学区制については、今後の検討課題とします。

6. 児童・生徒の通学手段について

小学校の通学手段については、

「路線バス等を利用した際の乗り換え時に不安が残る」「低学年の子どもたちは路線バスは無理」などの意見が強く、遠距離の児童には往復スクールバス（貸切または定期バスの増便など、以下「スクールバス」と呼びます。）を出すというところについては町が全額負担することとします。

中学校についても、遠距離となる生徒の通学手段は登下校とも原則としてスクールバスとし、路線バス・電車を同時に利用できる定期券を配布することも検討します。スクールバスおよび交通機関利用の経費については、小学校同様、町が全額負担することとします。

スクールバスの具体的運行の方法については、安全で子どもに負担とならないような方法を町・教育委員会に検討してもらうこととしました。

配慮すべき事項について

通学距離が長い分、災害時や突発的な事故発生の際の対応について、更なる配慮が必要です。また、子どもが急病やケガの際に、保護者が学校に迎えに行く場合の配慮が必要です。学校外での自由研究や勉強の

についても、保護者や子ども意見が反映されるような意見交換の場や組織をつくることも重要だと考えます。

9. 校舎等跡地利用、公共施設等の整備について

校舎等跡地利用や公共施設等の整備については、アイデアを出すにとどまりました。いくつかの学校については具体的な提案や希望が出されていますが、いずれも協議会として決定したものではありません。参考として示します。

参考事例

箱根小学校は、青少年センター



11. 町への要望

協議会では、少子化にどう対応するかではなく、人口を増やすようなまちづくりを積極的に進めたいという強い意見が出されました。

また、学童保育を充実させてほしいという要望が出されました。さらに、将来的に小学校がもし1校となるとしても、低学年の児童については地域の学校に通わせたいという要望が出されました。

8. 魅力ある学校づくりについて

小学校については、中央地域の統合小学校となる現宮城野小学校に、駐車場の少ないことから、駐車場の確保を求めることとしました。

中学校については、自校方式で完全給食を実施することを統合の条件とします。

さらに、魅力ある学校づくりを進めるために、学校の改築や改修、学校名や校歌、制服等に

10. 更に検討すべき課題

湯本地域、畑宿・須雲川地区について

新しい統合中学校を現箱根明星中学校とすると、登らなくてはならない湯本地域では人口が減少するのではないかと心配す



箱根小学校について

箱根小学校については存続を求める強い意見が協議会で終始出されました。本協議会としては、現仙石原小学校、現湯本小学校、現宮城野小学校の3つに統合小学校を置くことを決めましたが、箱根小学校の統合については、住民の意見を聞いて検討する必要があると考えます。

協議会委員の構成

学識経験者	4名
小学校PTA代表者	5名
中学校PTA代表者	3名
幼稚園父母の会代表者	3名
幼児園父母の会代表者	1名
保育園父母の会代表者	2名
地域代表者	5名
一般公募者	2名
合計	25名

担当は、教育委員会学校教育課
☎5・7600

町長	助役

箱根町条例第 27 号

① 乙. 丙. 丁

目次番号	
------	--

箱教 第 号	決裁 18. 11. 22	分 類				
		大	中	小	保存種別	
收受 . . .	施行 . . .	L	0	4	第 1 種	
起案 18. 11. 20	完結 . . .					
決	教 育 長	教育次長	課 長	施行・取扱上の注意	文書取扱主任	公印使用承認
裁	館 長	合 議		担 当 者 職 氏 名		
課等外合議						
先方の文書 	付 号	議 案		発信者名	<input checked="" type="checkbox"/> 町 長	
	第 号			<input type="checkbox"/> 教 育 長	<input type="checkbox"/> 委 員 長	
				<input type="checkbox"/> 委 員 会	<input type="checkbox"/>	
件名	箱根町立学校等の設置に関する条例の一部					
	を改正する条例の制定について					
	このことについて 別紙 のとおり 提案 してよい でしょうか。					
	(起案説明)					
	箱根町立小・中学校統廃合計画(案)について、学校保護					
	者説明会に引続き住民説明会を開催し、学校統合について					
	住民の合意が得られたのを踏まえ、現行条例の一部を改正					
	する必要があるため、12月議会定例会に提案しようとする					
	ものである。					

(乙)

(執行案)
1 条例改正内容
(1) 別表第 1 小学校中、「箱根町立温泉小学校」・「箱根町立箱根小学校」を削除し、「箱根町立宮城野小学校」を「(仮称)箱根町立統合小学校」に改める。
(2) 別表第 2 中学校中、「箱根町立湯本中学校」・「箱根町立仙石原中学校」を削除し、「箱根明星中学校」を「(仮称)箱根町立統合中学校」に改める。
2 施行期日
平成 20 年 4 月 1 日
3 議案文案
別紙のとおり

議案第 号

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成18年12月 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町立小・中学校の統廃合について、現行条例の一部を改正する必要がある
ので、本条例案を提出するものである。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

箱根町立学校等の設置に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校及び別表第 2 中学校を次のように改める。

別表第 1 小学校

名 称	位 置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第 2 中学校

名 称	位 置
(仮称)箱根町立統合中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位 置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名 称	位 置
(仮称)箱根町立統合中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園 (略)

旧（改正前）

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位 置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
箱根町立温泉小学校	足柄下郡箱根町宮ノ下 413 番地
箱根町立宮城野小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地
箱根町立箱根小学校	足柄下郡箱根町箱根 561 番地

別表第2 中学校

名 称	位 置
箱根町立湯本中学校	足柄下郡箱根町湯本 855 番地
箱根町立箱根明星中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地
箱根町立仙石原中学校	足柄下郡箱根町仙石原 817 番地

別表第3 幼稚園（略）

箱根町立学校等の設置に関する条例

○箱根町立学校等の設置に関する条例

昭和39年3月17日
条例第11号

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年1月31日条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月20日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第32号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 小学校

名称	位置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本399番地
箱根町立温泉小学校	足柄下郡箱根町宮ノ下413番地
箱根町立宮城野小学校	足柄下郡箱根町宮城野225番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原981番地
箱根町立箱根小学校	足柄下郡箱根町箱根561番地

別表第2 中学校

名称	位置
箱根町立湯本中学校	足柄下郡箱根町湯本855番地
箱根町立箱根明星中学校	足柄下郡箱根町二ノ平1154番地
箱根町立仙石原中学校	足柄下郡箱根町仙石原817番地

別表第3 幼稚園

名称	位置
箱根町立湯本幼稚園	足柄下郡箱根町湯本392番地
箱根町立温泉幼稚園	足柄下郡箱根町宮ノ下416番地
箱根町立仙石原幼稚園	足柄下郡箱根町仙石原981番地
箱根町立箱根幼稚園	足柄下郡箱根町箱根561番地



- 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- 子どもの心のケア対策はきめ細かく行います。
- 円滑な移行ができるよう、児童・生徒やPTAの各種交流事業などを支援します。
- 統合に伴う制服・体操着の変更などによる在校生の保護者の負担は、できるだけ大きく

基本的な配慮事項

- 統合により生ずる児童・生徒の通学経費は全額町が負担します。
- 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- 子どもの心のケア対策はきめ細かく行います。
- 円滑な移行ができるよう、児童・生徒やPTAの各種交流事業などを支援します。
- 統合に伴う制服・体操着の変更などによる在校生の保護者の負担は、できるだけ大きく

※通学に際しては、箱根小学校区および温泉小学校区ならびに強羅地区およびニノ平地区の児童を対象にスクールバスを運行します。

※通学に際しては、箱根登山バスおよび箱根登山電車の共通定期券の発行や路線バスの延伸・増発を実施していく予定です。また、自校方式による完全給食を新たに実施する予定です。

統合中学校の位置など

湯本中学校、箱根明星中学校および仙石原中学校を箱根明星中学校に統合し、新設中学校として位置付けます。

「今後の進め方について」平成20年4月の統合体制スタートへ向け、各小・中学校の教員、保護者および地域の方たちと協働しながら学校統廃合を推進していくための検討組織として、「箱根町立小・中学校校名選定委員会」および「箱根町立小・中学校統廃合準備委員会」を、また、同準備委員会に「箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会」を併せて設置しました。現在、統廃合計画に沿いながら、諸準備を進めているところです。

箱根町立小・中学校校名選定委員会

統廃合小学校および統廃合中学校の新しい校名について協議し、原案作成をします。

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会

同委員会における主な検討項目は次のとおりです。

- ① 学校運営および教育計画に関する事項
- ② 設備および備品に関する事項
- ③ 通学方法に関する事項
- ④ 校則に関する事項
- ⑤ 学校給食に関する事項
- ⑥ PTA組織運営に関する事項

3小1中体制へ

各地域において開催した町立小・中学校統廃合計画(案)説明会(10月23日、11月2日の間に開催)の後、昨年12月議会において「箱根町立学校等の設置に関する条例」の一部改正が可決され(全員賛成)、平成20年4月から町立小・中学校は現在の5小3中から、3小1中体制となること正式に決定されました。

この学校統廃合により小学校は湯本小学校、統廃小学校(宮城野小学校の位置)および仙石原小学校の3小学校に、中学校は統廃合中学校(箱根明星中学校の位置)の1校になります。

統廃合計画の概要

学校統廃合の目的

- 小規模学級などの問題点を解消することにより、多様な教育活動の推進を図ることです。
- ◇ 活力ある学校づくり
- 豊かな人間関係の育成
- 集団学習活動の充実
- 部活動の活性化
- ◇ 学力の向上
- 学習意欲の向上

- 指導方法の多様化
- 競争意識の向上
- ◇ 学校運営の効率化
- 指導体制の充実
- 学校行事などの活性化

統廃合における箱根の教育の基本姿勢

- ◇ 地域学科(箱根教育)の設置
- 「地域に対する興味・関心を高め、箱根を知り、箱根を愛し、箱根で生きることに誇りを持ち、箱根の未来を考えて、まちづくりの発展に尽くそうとする態度を育成する教科を設けます。」
- ◇ 具体的な取り組み
- 小・中学校の9年間の系統性をもって、箱根町の歴史、文化、産業についての学習時間を設け、社会に生きるための資質を培います。さらに、国際観光都市として英語教育の充実を図ります。
- 学校間交流や情報交換、地域社会との連携を通し、箱根で生きることを誇りに思う心を培います。
- 「基礎・基本の確実な定着」9年間一貫した教育を通して、基礎・基本の確実な習得に努め、基礎学力の向上を図ります。
- ◇ 具体的な取り組み
- 小・中学校間の無理のない接続を図るため、小学校高学年

学校施設夜間開放利用打合せ

平成19年度の町立小・中学校の体育館定期利用と4月分の夜間照明運動場の利用調整をするための打合会を開催します。

現在利用している団体や、4月以降の利用を考えている団体は、必ず出席をお願いします。なお、利用団体として登録するには、町内在住・在勤者10人以上が必要です。

日時 3月6日(火) 19時～

場所 レイクアリーナ箱根

照会先 レイクアリーナ箱根 電話 026-33300

平成19年度 公民館利用打合せ

平成19年度の町立公民館利用日程などの調整を行う利用打合会を、次のとおり開催します。月に1回以上公民館を利用している団体や4月以降利用したいと考えている団体の方は、代表者の出席をお願いします。地域のふれあいの場、創造の場として大きな役割を担っている公民館を、皆さんの生涯学習の場として、積極的に利用していただけるよう、努めています。公民館を有効にご活用ください。

なお、営利目的など内容により利用できない場合があります。

※当日は、筆記用具をお持ちください。

照会先 社会教育センター 電話 026-2694

場所	日時	対象
社会教育センター	3月7日(水) 13時30分～	社会教育センター定期利用団体
温泉公民館	3月7日(水) 10時30分～	温泉公民館定期利用団体
宮城野公民館	3月6日(火) 13時30分～	宮城野公民館定期利用団体
仙石原文化センター	3月9日(金) 19時～	仙石原文化センター定期利用団体
元箱根公民館	3月6日(火) 10時30分～	元箱根公民館定期利用団体

図書室をお休みします

社会教育センター図書室は、蔵書点検作業のため2月12日(月)から26日(月)まで臨時休室します。併せて移動図書館の巡回も休止します。

休室期間中は、図書の閲覧・貸出、パソコンの個人利用ができません。

※返却は社会教育センター玄関横のブックポストをご利用ください。

照会先 社会教育センター 電話 026-2694



町長	副町長

甲. 乙. 丙. 丁

目次番号	
------	--

箱 第	号	決裁 平	分類			
			大	中	小	保存種別
收受 平		施行 平		第 1 種		
起案 平 19. 5.		完結 平				
決	教育長	教育次長	課 長	施行・取扱上の注意	文書取扱主任	公印使用承認
裁	館 長	合 議			担 当 者 職 氏 名	
		担当課長	課長代理	副主幹	学校統合推進班	課 班 ⑩
課 等 外 合 議	総務部長		庶務課			
先方の文書		あ て 先		発信者名		<input type="checkbox"/> 町長
付		議 案		<input type="checkbox"/> 教育長		<input type="checkbox"/> 委員長
第		号		<input type="checkbox"/> 委員会		<input type="checkbox"/>
件名 箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例						
の制定について						
このことについて 次 のとおり 執行 してよいでしょうか。 別 紙 します。						
(起案説明)						
町立統合小・中学校の校名が、「箱根町立小・中学校校名選定委員会」で						
選定されたことから、当該条例の一部を改正する必要があるため、6月議会						
定例会に提案しようとするものである。						
(次葉へ)						

1 改正の内容
(1) 別表第1 小学校
「(仮称)箱根町立統合小学校」を「箱根町立箱根の森小学校」に改正するもの。
(2) 別表第2 中学校
「(仮称)箱根町立統合中学校」を「箱根町立箱根中学校」に改正するもの。
2 施行日
平成20年4月1日
3 議案文案
別紙のとおり
4 新旧対照表
別紙のとおり

議案第 号

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 19 年 6 月 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町立小・中学校の統廃合に係る統合小・中学校の校名が、箱根町立小・中学校校名選定委員会で選定されたことから、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

箱根町立学校等の設置に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校中

「

(仮称)箱根町立統合小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地	を
---------------	-------------------	---

「

箱根町立箱根の森小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地	に
-------------	-------------------	---

改める。

別表第 2 中学校を次のように改める。

別表第 2 中学校

名 称	位 置
箱根町立箱根中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

箱根町立学校等の設置に関する条例

新 旧 対 照 表

教育委員会学校教育課

箱根町立学校等の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位 置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
箱根町立箱根の森小学校	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名 称	位 置
箱根町立箱根中学校	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園（略）

旧（改正前）

箱根町立の小学校、中学校、幼稚園の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

別表第1 小学校

名 称	位 置
箱根町立湯本小学校	足柄下郡箱根町湯本 399 番地
<u>（仮称）箱根町立統合小学校</u>	足柄下郡箱根町宮城野 225 番地
箱根町立仙石原小学校	足柄下郡箱根町仙石原 981 番地

別表第2 中学校

名 称	位 置
<u>（仮称）箱根町立統合中学校</u>	足柄下郡箱根町二ノ平 1154 番地

別表第3 幼稚園（略）

3月1日から30日にかけて募集しました統合小学校（温泉小、宮城野小、箱根小を統合）と統合中学校（湯本中、箱根明星中、仙石原中を統合）の校名については、園児（幼稚園、保育園）、児童、生徒を含めた町内在住・在勤の方から、小学校名は303人の方から147種類、中学校名は304人の方から132種類の校名案が寄せられました。多数のご応募ありがとうございました。

「箱根町立小・中学校校名選定委員会」では皆さんから寄せられた校名案を参考にしながら検討し、校名案候補を選定しました。これを受けて、6月議会において「箱根町立学校等の設置



【統合小学校】箱根の森小学校
【統合中学校】箱根中学校

大好評の「夏休み子ども水泳教室」を、今年も夏休み期間中に開催します。内容もさらに充実しましたので、ぜひご参加ください。

さくら館温水プール
 夏休み子ども水泳教室にご参加しよう



場 所 さくら館
対象者 小学1年生～3年生
定 員 各コース30人(先着順)
受講料 1,500円(8日間) 1,000円(4日間)
 なお、入場料(100円)は別途必要です。(定期券可)
申込方法 7月3日(火)から7月13日(金)までの8時30分から17時15分の間に、さくら館へお申し込みください。(土日は除きません)
 ●受講料を開催日初日までにお支払いください。お支払い済の受講料は返金しません。
 ●A・B両コースの参加も可能ですが、人数によってはお断りさせていただきます。
 ●8月下旬には、低・高学年を対象とした水泳教室も開催する予定です。
照会先 さくら館
 ☎8510800

夏休み子ども水泳教室 日程表

Aコース	7月24日(火)	26日(木)	27日(金)	12:30~14:00
	7月25日(水)	28日(土)	29日(日)	
	8月1日(水)	31日(火)		13:00~14:00
Bコース	7月24日(火)	26日(木)	27日(金)	14:30~16:00
	7月25日(水)	28日(土)	29日(日)	
	8月1日(水)	31日(火)		15:00~16:00

青少年の非行問題に
 取り組む全国強調月間

7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。町でも、箱根湯本駅前「社会環境健全化推進街頭キャンペーン」を実施するほか、青少年指導員・地域青少年育成会が中心となって行う、パトロールや夏休み対策会議、中学校では地域懇談会など、青少年の非行防止に取り組むためのさまざまな会議や事業が展開されます。

この機会に、地域や家庭で、青少年の事件・事故・飲酒や喫煙などについて話し合ってみてはいかがでしょうか。

7月は
 『社会を明るくする運動』
 強化月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

子どもが非行に走る背景には、家庭環境や交友関係など多くの要因が複雑に絡み合っています。



また、非行に陥った子どもたちが更生して円滑に社会復帰できるためには、本人の強い意志はもちろんな、家庭や職場、学校など周りの人たちの支援が欠かせません。更生を図る活動に対する地域の理解と協力は、犯罪や非行の原因や背景に対する認識を深めるとともに、その防止にもつながるのです。

今回の重点目標を「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求めるとし、効果的な運動を展開していきます」

**広報車による
 地域巡回広報活動**
場 所 町内全域
日 時 7月9日(月)
 16時～(小雨決行)
場 所 箱根湯本駅前
照会先 健康福祉課
 ☎8517790

合併検討会情報

平成19年度神奈川県
 県民功労者表彰を受賞
 武井節さん(湯本)が、民生委員児童委員として、永年にわたり地域福祉の向上に寄与された功績により、6月7日に神奈川県知事から表彰されました。

照会先 教育委員会学校教育課
 ☎8517600



県西地域の今後の姿を検討するため、2市8町(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)で設立した、「県西地域合併検討会」の第1回検討会委員会が開かれました。

会議では、検討の基本方針として、合併を想定した場合の圏域全体と各地域の将来の都市像を描くほか、住民生活に密着した行政サービスの变化など、合併のメリットやデメリット、課題を明らかにすること。それら

の情報を住民の皆さんや議会と共有して、合併に関する議論を各市町で十分に深めること。そのうえで、平成22年3月末までに、さらに具体的な協議をする合併協議会への参画を判断することなどが確認されました。

また、市町村合併をした場合に行行政サービスの水準や負担はどのように変わるのか、生活に関係の深い約200項目の事業を選び、関連する分野別に「企画」「財政」「管財・総務・人事」「電算」「税」「住民・国保」「環境・防災」「福祉・健康・社協」「学

第23回 箱根風景画展作品募集

出品作品
 ●箱根の風景を画題とした洋画(油彩、アクリル、水彩およびパステル)
 ●20号以上30号以内の平面作品、額縁5cm以内(ガラス不可、アクリル可)
出品点数 一人2点以内(近作で未発表のものに限ります。)
出品手数料 1点目3,000円、2点目1,000円
作品搬入 仙石原文化センターへ9月14日(金)15日(土)の10時から15時までに搬入してください。(直送不可)

審査員 (敬称略)
 ●勝俣 睦(箱根油彩会)
 ●白井春夫(洋画家)
 ●永井泰山(彫刻の森美術館事務局次長)

入 賞 入選作品80点のうち、優秀な作品に次の賞を贈ります。
 ●最優秀賞 1点(20万円)
 ●優秀賞 2点(各5万円)
 ●奨励賞 5点(各2万円)

※最優秀賞作品は、町に寄贈していただきます。

発 表 応募者全員に通知します。
 ※入選作品は、彫刻の森美術館で展示します。(展示期間は、10月20日(土)～12月2日(日))
照会先 観光課
 ☎85-7410



「史跡のある所」青柳寛司(第22回最優秀賞作品)



5月14日 第1回委員会の様子

照会先 企画課
 ☎8519560

公共施設無料チケット
 ご利用上の注意

※利用可能期間は、チケットでご確認ください。
 ※1枚につき1施設がご利用になれます(コピー不可)。
 ※開場時間・定休日は、夏休み期間中(7月21日～8月31日)の情報です。
 ※天守閣と歴史見聞館の共通券、天守閣と小田原城ミュージアの共通券としてのご利用はできません。
 ※県立生命の星・地球博物館と中川一政美術館は、小・中学生はチケットがなくても無料で入れます。
 ※山北町健康福祉センターさくらの湯・運動浴室は、チケット持参で利用料が半額になります。

公共施設無料チケット
 ご利用上の注意

※利用可能期間は、チケットでご確認ください。
 ※1枚につき1施設がご利用になれます(コピー不可)。
 ※開場時間・定休日は、夏休み期間中(7月21日～8月31日)の情報です。
 ※天守閣と歴史見聞館の共通券、天守閣と小田原城ミュージアの共通券としてのご利用はできません。
 ※県立生命の星・地球博物館と中川一政美術館は、小・中学生はチケットがなくても無料で入れます。
 ※山北町健康福祉センターさくらの湯・運動浴室は、チケット持参で利用料が半額になります。

箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校校名選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校のうち、統合小学校及び統合中学校の校名に関する一切の事項について協議し、その原案作成を目的に、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には助役を、副委員長には教育長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果の尊重)

第5条 委員会において決定された事項について、町はこれを尊重しなければならない。

(設置期間)

第6条 委員会は、施行日から、その目的が達成したときまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	助役
副委員長	教育長
構成員（町）	教育次長 学校教育課長
構成員（その他）	各小・中学校長 PTA 関係者6名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 町自治会連絡協議会から推薦された者5名 教育委員

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校の統廃合を推進するために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営及び教育計画に関する事項
- (2) 設備及び備品に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 校則に関する事項
- (5) 学校給食に関する事項
- (6) P T A組織運営に関する事項
- (7) 校歌、校章及び校旗等に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統廃合の推進に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には教育長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育次長
構成員（町）	学校教育課長
構成員（部会）	学校運営・教育計画検討部会代表 設備・備品調整検討部会代表 通学 方法検討部会代表 校則検討部会代表 学校給食検討部会代表 PTA 組織運営検討部会代表 校歌・校章・校旗等検討部会代表
構成員（その他）	教育委員

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会設置要領

- 1 この要領は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱第5条に規定する検討部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務の細部について検討及び調整するため、部会を設置する。
- 3 部会の種類並びに検討及び調整事項は、次のとおりとする。
 - (1)学校運営・教育計画検討部会
交流計画案、校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、年間授業、年間計画、学校行事計画、部活、小学校における校則、その他教務に関する事項
 - (2)設備・備品調整検討部会
設備、備品の調査・調達、統合校と廃校校の調整、搬出入計画等に関する事項
 - (3)通学方法検討部会
通学路、スクールバス運行方法、緊急下校体制等に関する事項
 - (4)校則検討部会
校則、名札、体操服等に関する事項
 - (5)学校給食検討部会
給食方法、設備改修・整備、給食備品の調査・調達等に関する事項
 - (6)PTA組織運営検討部会
PTA規約、会費集金方法、統合年度役員候補選出、予算・事業計画作成等に関する事項
 - (7)校歌・校章・校旗等検討部会
校歌、校章、校旗の企画立案、制服等に関する事項
- 4 部会の構成員は別表に掲げる者をもって組織する。
- 5 部会は、委員会の委員長が招集する。
- 6 部会の代表は、原則として教育次長及び町校長会が指名する担当校長とする。
- 7 担当校長等について人事異動があった場合は、原則として後任者が引き継ぐこととする。
- 8 部会の構成員のうち、学校関係者は町校長会又は関係校が、PTA関係者は町PTA連絡協議会又は関係校が、自治会関係者は町自治会連絡協議会が、それぞれ指名又は選出若しくは推薦する者とする。
- 9 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。
- 10 部会の書記は、事務局が担当することとする。
- 11 部会は、会議終了後速やかに別紙様式により報告書を作成し、会議に付した資料も添付し、代表が保管するとともに、その1部を委員長へ提出しなければならない。
- 12 部会の報告書は、ホームページ等において公表するものとする。ただし、報告書の一部に個人情報等を含む場合には、十分留意して取り扱うものとする。
- 13 部会は、必要に応じて町校長会と連絡及び調整を行うものとする。
- 14 部会において必要と認めるときは、委員長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 15 部会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。
- 16 部会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- 17 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要領は、平成18年12月12日から施行する。

別表

学校運営・教育計画検討部会	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 宮城野小学校長
	構成員	各小・中学校教頭 各小・中学校総括教諭 学校教育課学校統廃合担当
設備・備品調整検討部会	代 表	教育次長 仙石原中学校長 温泉小学校長
	構成員	各小・中学校事務職 箱根明星中学校教頭 箱根小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
通学方法検討部会	代 表	教育次長 箱根小学校長
	構成員	PTA 関係者 6 名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 宮城野小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
校則検討部会	代 表	教育次長 仙石原中学校長
	構成員	各中学校生徒指導担当教諭（湯本中学校大輪教諭、箱根明星中学校永山教諭、仙石原中学校高山教諭） 学校教育課学校統廃合担当
学校給食検討部会	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 仙石原小学校長
	構成員	各小学校栄養士 各中学校 PTA 関係者 3 名 学校教育課学校統廃合担当
P T A 組織運営検討部会	代 表	教育次長 町 PTA 連絡協議会から推薦された構成員のうち 1 名
	構成員	町 PTA 連絡協議会から推薦された者 8 名 仙石原中学校教頭 仙石原小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
校歌・校章・校旗等検討部会	代 表	教育次長 湯本中学校長 湯本小学校長
	構成員	PTA 関係者 6 名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 町自治会連絡協議会から推薦された者 5 名 各小学校代表（湯本小学校教頭、温泉小学校教頭、宮城野小学校総括教諭、仙石原小学校総括教諭、箱根小学校橋本教諭） 箱根明星中学校音楽科柏木教諭 箱根明星中学校美術科伊藤教諭 湯本中学校制服担当小川教頭 学校教育課学校統廃合担当

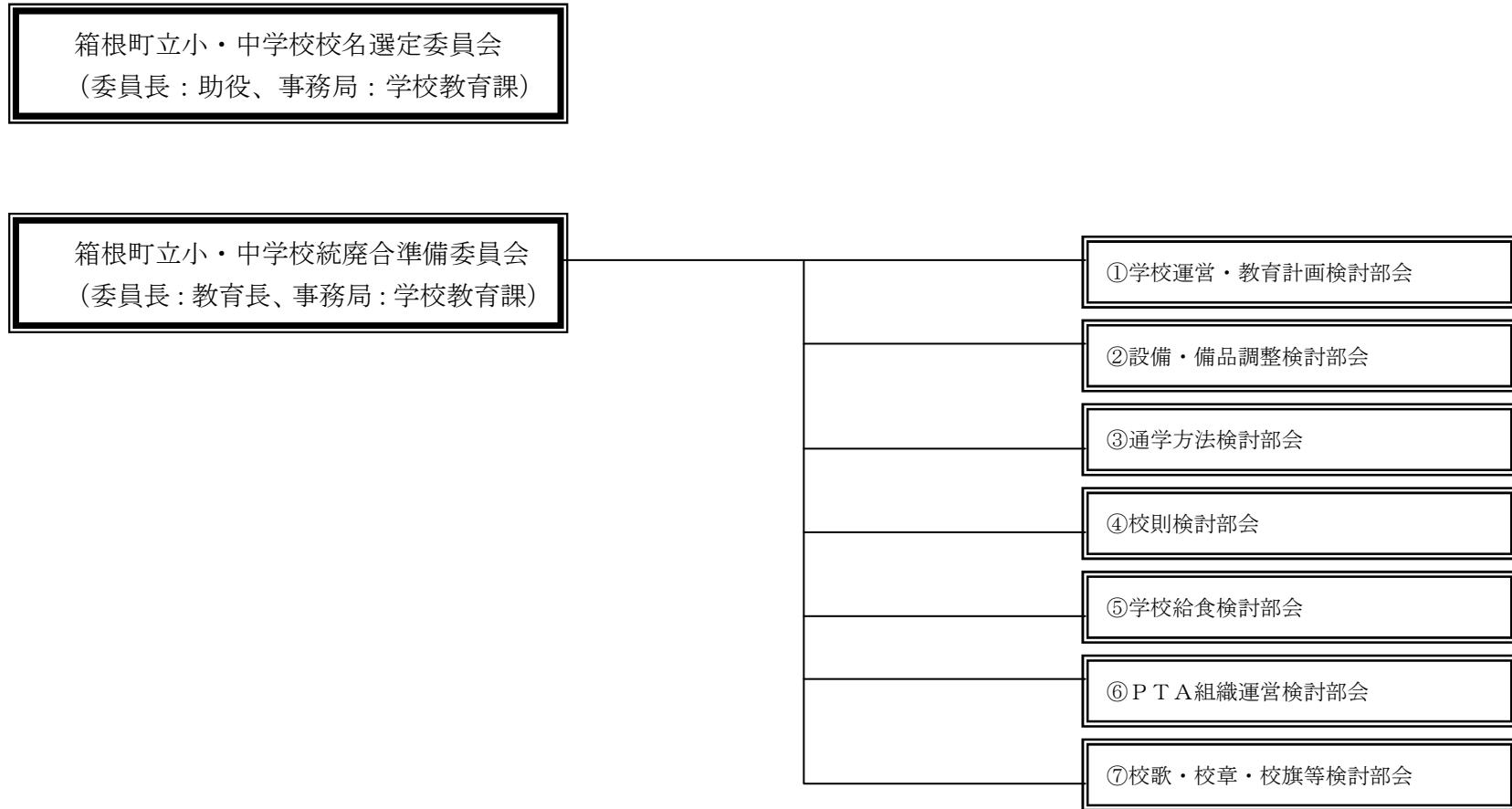
(別紙様式)

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

年 月 日

部会種類	〇〇〇検討部会 (第〇回)
開催日時	〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～〇時〇分
開催場所	〇〇〇
出席者	代 表 : 〇〇、〇〇 構成員 : 〇〇、〇〇
議題及び検討・調整 結果等の概要	
会議資料	

統廃合にかかる検討組織体系図



学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
<p>■5/15(火) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校校名の選定</p> <p>※議会6月定例会にて改正条例可決(校名選定委員会の設置期間は終了)</p>	<p>■1/21(月) ■協議した主な項目 ○校章の選考 ○各検討部会の進捗状況等の報告 ○各種整備工事の進捗状況の報告</p>	<p>[中学校] ■3/13(木) ■協議した主な項目 ○学級編成等</p>	<p>■2/7(木) ■協議した主な項目 ○備品移設行程等</p>	<p>■3/10(月) ○スクールバス運行ルート試走を実施(乗車対象:平成20年度就学児童・保護者、3小学校[温小、宮小(二ノ平・強羅)、箱小]1～5年生児童・保護者)</p>	<p>■1/10(木) ■協議した主な項目 ○在校生説明会及び新入生説明会へ向けた校則(シューズ等)の確認</p>	<p>■2/8(金) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校給食物資納入登録業者説明会(納入にかかる注意事項、納入ローテーションの確認等)</p>	<p>[中学校] ■10/23(火) ■協議した主な項目 ○PTA表彰・慶弔規程(案)の見直し等</p>	<p>■2/25(月) ■協議した主な項目 ○箱根の森小学校校歌</p>
<p>■4/18(水) ■協議した主な項目 ○校名公募の集計結果 ○校名の選定、集計結果の周知等</p>	<p>■10/10(水) ■協議した主な項目 ○校歌作者の選定、校章の選考、制服の選定 ○各部会の進捗状況について(各部会代表及び事務局からの報告等) ○各種整備工事の進捗状況について ○箱根町学校統廃合推進事業補助金等</p>	<p>[中学校] ■2/22(金) ■協議した主な項目 ○新校における学級編成 ○新1・2年生の宿泊学習等</p>	<p>■11/19(月) ■協議した主な項目 ○備品リスト・登録票 ○図書の新設、不用品の処分 ○保存文書の移管方法等</p>	<p>■1/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート検証(第2回)等</p>	<p>■9/18(火) ■協議した主な項目 ○体操着・シューズ最終確認、販売方法 ○部活動細則等</p>	<p>■12/4(火) ■協議した主な項目 ○給食費 ○食物アレルギー調査 ○統合小・中学校における給食物資納入業者公募等</p>	<p>[小学校] ■9/27(木) ■協議した主な項目 ○規約の施行日、内規 ○PTA文庫・ベルマーク、今後の日程等</p>	<p>■1/16(水) ■協議した主な項目 ○校歌作詞・作曲の選定結果 ○校章デザインの選定結果 ○襟章・校旗の作成等</p>
<p>■2/15(木) ■協議した主な項目 ○公募の具体的な実施方法(募集要項、応募用紙等)</p>	<p>■7/2(月) ■協議した主な項目 ○統合校の名称正式決定の旨報告 ○各検討部会の進捗状況及び課題・調整事項について(各部会代表及び事務局からの報告等) ○校歌作成を依頼する際の方向性確認等</p>	<p>[中学校] ■1/15(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等</p>	<p>■10/9(火) ■協議した主な項目 ○備品リストの最終確認、不用品の処分、備品の管理方法 ○保存文書の移管方法等</p>	<p>■12/5(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に関する説明等、自然災害時(積雪等)の登下校 ○スクールバス運行ルート検証(第2回)等</p>	<p>■4/27(金) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等にかかる業者によるプレゼンテーション実施後、業者選定</p>	<p>(栄養士との打合) ■10/26(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、統合中学校給食室工事内容にかかる確認等</p>	<p>[中学校] ■7/3(火) ■協議した主な項目 ○中学校の地区の設定等</p>	<p>[制服] ■11/28(水) ■協議した主な項目 ○制服販売価格 ○制服販売に関する協定等</p>
<p>■1/29(月) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱等 ○校名原案作成の方法 ○公募の実施方法(概要)</p>	<p>■4/23(月) ■協議した主な項目 ○各検討部会の進捗状況について(各部会代表からの報告等)</p>	<p>[中学校] ■12/11(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等</p>	<p>■9/5(水) ■協議した主な項目 ○管理用備品リストの確認 ○教科用備品リストの作成等</p>	<p>■10/4(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に関する説明等、自然災害時(積雪等)の登下校 ○統合中学校への交通機関を利用した通学(ダイヤ)等</p>	<p>■3/12(月) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズにかかる仕様書の最終調整等</p>	<p>(栄養士との打合) ■10/19(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、統合小・中学校における給食物資納入業者公募方法等</p>	<p>■6/21(木) ■協議した主な項目 ○小・中学校別のこれまでの経過説明 ○今後の日程について(PTA規約案の承認、新役員等の指名・推薦等)</p>	<p>[校章・校旗] ■11/26(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン</p>
	<p>■12/19(火) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱等 ○学校統廃合の推進にかかる検討の進め方等</p>	<p>[中学校] ■11/29(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校の教育計画等</p>	<p>■7/19(木) ■協議した主な項目 ○統合校へ移管する管理用、教科用備品リストの作成 ○今後のスケジュール等</p>	<p>■8/21(火) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に係る交通事業者への相談結果の報告 ○統合中学校への交通機関を利用した通学等</p>	<p>■2/8(木) ■協議した主な項目 ○「生活のきまり」のすり合わせ ○体操服・シューズ等</p>	<p>■9/28(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査 ○給食費 ○給食納入業者選定等基準、給食指導計画等</p>	<p>[小学校] ■5/24(木) ■協議した主な項目 ○規約原案の検討、今後の日程確認等</p>	<p>[校章・校旗] ■10/22(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン ○校章案採用者等への賞品、校章の周知 ○校旗等</p>

学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		[小学校] ■9/4(火) ■協議した主な項目 ○学校経営計画、年間教育計画、日課表、新学級編制等	■5/10(木) ■協議した主な項目 ○管理用備品及び教科備品の現地調査(確認)の実施方法等	■7/17(火) ■協議した主な項目 ○ルート検証(6/20)時の主な意見(これまでの経過も踏まえた整理)及び町側の考え方(方針)等	■1/15(月) ■協議した主な項目 ○生活のきまり(シューズ、靴下、シャツ、頭髪等)等	(代表・栄養士との打合) ■7/20(金) ■協議した主な項目 ○部会開催(9月)へ向けた調整・確認(給食運搬・配膳等)	[中学校] ■5/17(木) ■協議した主な項目 ○規約等 ○学校行事とPTAの協力について	[制服] ■10/17(水) ■協議した主な項目 ○制服販売業者説明会等
		[中学校] ■8/10(金) ■協議した主な項目 ○生徒会規約等	■2/26(月) ■協議した主な項目 ○移設備品リストのチェック結果確認 ○備品確認のスケジュール等	■6/20(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート検証(実際にバス乗車) ○(ルート検証後)意見交換		(栄養士との打合) ■6/21(木) ■協議した主な項目 ○部会代表と栄養士との相談(7/20)時における内容確認等	[中学校] ■4/25(水) ■協議した主な項目 ○規約、常任各委員会の主な活動及びメンバー等	■10/2(火) ■協議した主な項目 ○校歌作成候補者(経過説明) ○校章の選考(応募状況、一次選考結果、選考方法、認定証等) ○制服(検討経過、確認事項、販売業者への説明会)等
		[小学校] ■7/6(金) ■協議した主な項目 ○入学式、始業式 ○各地域行事との関わり、PTA会費等	■2/5(月) ■協議した主な項目 ○備品確認作業の方向性(現場調査等) ○学籍、文書関係等	■5/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート及び乗車ルールの保護者意見の確認 ○スクールバス運行ルート検証 ○添乗員等		(事務局による視察) ■6/15(金) ※参考とするため、小田原市内の中学校における給食施設、給食搬入、配膳等の状況(流れ)の視察実施	[中学校] ■3/22(木) ■協議した主な項目 ○常任委員会の設置数及び名称、役員等の選出方法等	[校章・校旗] ■9/20(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定(第一次選定) ○表彰内容等
		■6/11(月) ■協議した主な項目 [小学校] ○新入学児説明会 ○地域行事との関わり等 [中学校] ○教務関係 ○学校行事 ○部活動等	■1/9(火) ■協議した主な項目 ○備品移設 ○備品管理(備品台帳、管理方法) ○図書 ○文書管理等	■3/2(金) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルートのパターン ○スクールバスの乗車ルール ○横断歩道等		(栄養士との打合) ■4/24(火) ■協議した主な項目 ○箱根明星中学校給食調理室設置工事実施設計に係るハード面(設備、厨房備品)の調整等	[小学校] ■3/1(木) ■協議した主な項目 ○規約、細則、内規の最終検討等	[制服] ■9/10(月) ■協議した主な項目 ○最終サンプルの確認・決定 ○採寸方法、期間等
		[中学校] ■3/20(火) ■協議した主な項目 ○平成18年度中の協議内容のとりまとめ等		■2/8(木) ■協議した主な項目 ○通学に関する検討課題(項目)の確認 ○スクールバス運行ルートの検討		■3/29(木) ■協議した主な項目 ○給食費の集金方法等 ○給食に対する期待 ○今後の進め方等 ※栄養士が中心となり、基本的な方向性を定めることを確認(事務局と随時打合を実施、以降の部会は打合進捗を勘案し開催)	[中学校] ■2/21(水) ■協議した主な項目 ○規約の見直し等	[制服] ■8/6(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の細部検討 ○販売業者との確認事項等

学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		[小学校] ■3/16(金) ■協議した主な項目 ○各課題(年間授業時数、日課表等)ごとの案についての報告等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行方法等 ○通学路の安全確保等 ○部活動(朝練・放課後)と通学時のダイヤとの関わり等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校における給食(全般) ○給食時間、配膳等	[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○会費、規約 ○統合年度(H20)の予算及び準備金等	[校章・校旗] ■7/19(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定方法 ○校章の選定基準等
		[中学校] ■3/13(火) ■協議した主な項目 ○年間主要行事計画の検討等					[小学校] ■2/7(水) ■協議した主な項目 ○会費、準備金等 ○規約	[校歌] ■7/17(火) ■協議した主な項目 ○統廃合準備委員会での検討結果を踏まえた校歌作成(依頼先等)
		[小学校] ■2/23(金) ■協議した主な項目 ○学校間交流、児童指導、年間行事計画等					■1/25(木) ■協議した主な項目 ○今後の検討の方向性、検討課題(規約、会費等)の洗い出し等	[制服] ■7/9(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の素材、色、柄等細部の検討 ○制服販売業者の選定等
		[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○時程表、校務分掌、学級編成、学校間交流、生徒会等						[制服] ■6/19(火) ■協議した主な項目 ○制服検討委員会のメンバー ○制服作成スケジュール、制服販売店の選定等
		[小学校] ■1/31(水) ■協議した主な項目 ○校務分掌、学校間交流、年間行事予定表等						[校章・校旗] ■6/11(月) ■協議した主な項目 ○校章の公募にかかる募集要項の最終確認等
		[小学校] ■1/23(火) ■協議した主な項目 ○日課表、みんなの約束、学校間交流、学校行事等						■5/22(火) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等及び女子制服の業者プレゼンテーション結果報告 ○校章公募 ○校歌作成の検討

学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		<p>■1/15(月)</p> <p>[小学校]</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○学校間交流の見直し、日課表、児童指導、平成20年度学校行事のねらいと内容等</p> <p>[中学校]</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○日課表、部活動、学校説明会、家庭訪問、防災避難訓練等</p>						<p>[制服]</p> <p>■5/9(水)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○業者プレゼンテーション実施後、業者選定</p>
		<p>■1/5(金)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○今後の検討の方向性</p> <p>[小学校]</p> <p>○交流計画案、時程表、学校行事等</p> <p>[中学校]</p> <p>○年間授業計画、時程表等</p>						<p>[校歌]</p> <p>■4/12(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○作成方法、作詞作曲の依頼先等</p>
								<p>[制服]</p> <p>■3/15(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○制服販売システムの確認、制服メーカーの選定等</p>
								<p>[校章・校旗]</p> <p>■3/12(月)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○公募の具体的な実施方法等</p>
								<p>■2/20(火)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○統合中学校の制服に関するアンケート集計結果</p> <p>○校歌作成依頼者の選定等</p> <p>○校章の公募方法等</p>
								<p>■1/18(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○校歌作成にかかる考え方等</p> <p>○校章作成にかかる考え方等</p> <p>○制服の考え方等</p>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子計算機器等借上料 (平成19年度設置分)	平成19年度	(予算計上額 4,333) 千円
	平成20年度	12,769
	平成21年度	12,769
	平成22年度	12,769
	平成23年度	12,769
	平成24年度	8,436
	計	59,512
人事給与システム使用料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	1,109
	平成21年度	1,109
	平成22年度	1,109
	平成23年度	1,109
	平成24年度	1,109
	計	5,545
法人町民税システム使用料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	416
	平成21年度	416
	平成22年度	416
	平成23年度	416
	平成24年度	416
	計	2,080
庁用自動車借上料 (平成19年度借上分)	平成19年度	(予算計上額 2,093) 千円
	平成20年度	2,791
	平成21年度	2,791
	平成22年度	2,791
	平成23年度	2,791
	平成24年度	700
	計	11,864
スクールバス借上料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	31,860
	平成21年度	31,860
	平成22年度	31,860
	平成23年度	31,860
	平成24年度	31,860
	平成25年度	31,860
	平成26年度	31,860
	平成27年度	31,860
	計	254,880
印刷機借上料 (平成19年度設置分)	平成19年度	(予算計上額 214) 千円
	平成20年度	277
	平成21年度	277
	平成22年度	277
	平成23年度	277
	計	1,108

箱根町立箱根の森小学校スクールバス運行業務委託仕様書（案）

1 委託内容

箱根町立箱根の森小学校の登下校時及び学校行事（校外学習等の利用及び休業期間中の利用を含む。）等における貸切スクールバスによる児童等の送迎

2 委託台数

3台（うち1台は車椅子対応車両とする。）・・・※1参照

3 委託期間

平成20年4月1日から平成28年3月31日までの8年（96ヶ月）

4 運行に供するバスの仕様等

中型のツーステップバスとし、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成14年10月1日神奈川県条例第55号）で規定する粒子状物質の排出基準並びに新長期排気ガス規制に適合する車両（DPF装着車を除く。）で新車であることのほか、次に示す必要な設備等を装備するものとする。

- (1) 冷暖房設備の設置
- (2) ハイバック座席シート及び各座席にシートベルトの設置
- (3) 窓にUVカットガラスの設置
- (4) 後方確認用のカメラの設置
- (5) 児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置
- (6) ラジオ（AM/FM）及びマイク設備の設置
- (7) 車両内の金属パイプ部分にゴム製保護カバーの設置
- (8) 床の滑り止め加工
- (9) 簡易な行き先案内表示（前面・側面）の設置
- (10) 車両のベースカラーはアメリカンスクールバスをイメージする黄色系の色とする。
- (11) 車両に「箱根の森小学校」のスクールバスであることがわかりやすいような表示灯を設置
- (12) 車両に学校名、校章、及び委託者名（箱根町）をラッピングで表示
- (13) 連絡用無線機の設置
- (14) シートベルト式補助席の設置
- (15) その他
 - ①前扉連動補助ステップ取付
 - ②天井換気扇2個取付（前後各1個）
 - ③運転席仕切り＝乗合バス同様Hポール式アクリル板付
 - ④スクールバスマーク4枚貼付

※1 車椅子対応車両については、上記（1）～（15）の他、以下の（ア）～（エ）の設備についても装備するものとする。

- (ア) 車体中央部左側に車椅子用昇降リフト（外板一体式）の設置
- (イ) 床に車椅子を安全に固定するための固定装置1ヶ所の設置
- (ウ) 総座席数を最大限確保するため、車椅子固定装置付近の座席は着脱式シートとし、車椅子使用時以外は通常座席として使用できるようにする。
- (エ) 車椅子利用児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置

5 運行内容

- (1) 箱根町立箱根の森小学校児童の登下校及び同校児童保護者の来校に係る送迎並びに校外学習利用
- (2) 箱根町立箱根の森小学校以外の町立小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児の同校への来校に係る送迎
- (3) 原則として授業日[概ね210日：町内及び小田原市内における学校間交流等校外学習利用(15日程度)を含む。]の児童の送迎
- (4) 土・日・祝日他休業日に実施する年間30日程度の町内及び小田原市内における学校行事[夏季休業期間中等の利用(箱根の森小学校サマースクール等)を含む。]の際の児童の送迎
- (5) 平成20年4月からの本運転のほか、契約日から本運転前までの間に実施する児童を乗車させた3日程度の試運転(ただし、運行日程については事前に協議して調整するものとする。)
- (6) 箱根の森小学校児童の登下校時の送迎にかかる基本運行ルート・運行時刻は別紙のとおりとする。

6 委託契約に含む主な費用

- (1) バスの購入及び改造費用(購入に要する費用は、購入後8年間で償却)
- (2) 燃料代
- (3) 車検、定期点検及び日常点検等に要する一切の事務手続及び費用
- (4) 修理代(委託期間中におけるタイヤその他消耗品、パーツ代を含む)及び改修が必要となる場合の改修費
- (5) 任意保険料及び車両保険料
- (6) 運転員の雇用に伴う一切の事務手続及び費用
- (7) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用

7 契約の相手方として必要となる主な要件等

- (1) 児童等の送迎に必要な装備(装備する設備類は既存の路線バスと同等とするもののほか、上記4の各号に掲げる仕様とする。)を備えた仕様のバスを運行できること。
- (2) 国土交通省の認可のほか、バスの運行を行う上で必要となる法規上の諸手続を行えること。
- (3) 故障・事故等で運行が不可能となった場合、迅速かつ適切に同等のバス又は路線バスによる代替輸送が行えること。
- (4) 障害のある児童等が利用する場合があることにも配慮して、常に最善の注意を払い、安全を第一に考えた運行ができること。
- (5) 登下校時以外に、校外学習等での利用ができること。
- (6) 原則として児童の自宅付近の乗降は既存の路線バスの最寄バス停を利用すること。
- (7) 特別な事情がある場合には、必要に応じて町が指定する場所で乗降することができること。
- (8) 天候等の影響による突発的な日程変更に対応できること。
- (9) 原則として全員座席に座らせて運行すること。
- (10) 原則として下校時は各ルートとも、最低2回運行すること。
- (11) 原則として箱根の森小学校での乗降は学校敷地内で行うこと。
- (12) 登校時は、8:20頃までに到着するよう運行する。
- (13) 下校時の運行時間は、次のような事由により変更することがあるので、これに合わせた運行に対応できること。[原則として、予定表(月間または週間)を事前に提出することにより対応する。]
 - ① 季節による変更(夏時間、冬時間等)

- ②特別日課（短縮など）による終業時間の変更
 - ③学校行事（始業式、終業式等）による変更
 - ④土曜、日曜及び祝祭日の運行（運動会、授業参観日など）
- (14) 登校児童送迎後における待機場所は宮城野車庫とすること。
- (15) 原則として、毎年度4月及び5月は、登校時においてはバス保管場所から一旦宮城野車庫へ回送した後、各ルート起点へ出発することとし、下校時においては各ルート終点で児童を降車させ、一旦宮城野車庫へ帰着した後、バス保管場所へ回送すること。

8 その他

運行ルート等は年度により変更等が生じる場合があるので、必要の都度町と協議して内容を決定し、又は変更するものとする。

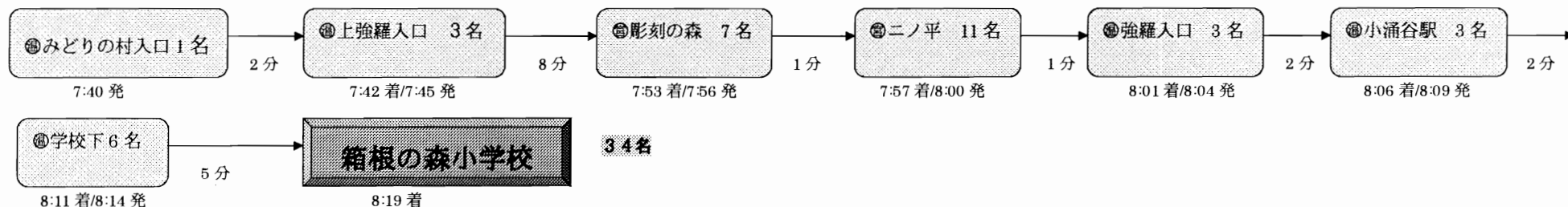
また、本仕様書の内容に疑義が生じ、又は定めのない事項が生じた場合についても同様とする。

《ルート検証後のスクールバス運行ルート (案)》*ルート検証実施日 2007/06/20

*留意事項

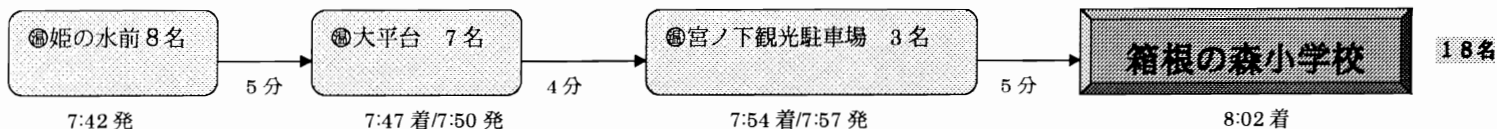
- ・㊦、㊧、㊨はそれぞれ温泉小学校区、宮城野小学校区、箱根小学校区を表す。
- ・各乗車場所における停車時間は3分/1箇所としている。
- ・始業は8:30、学校到着は8:20頃(始業の約10分前)を想定している。
- ・各ルートとも下校時は最低2回(低・高学年それぞれ1回)運行する。(原則、下校時は登校時の逆コース)

【ルート① 早雲山方面】(区間所要時間21分+停車時間18分=合計39分)

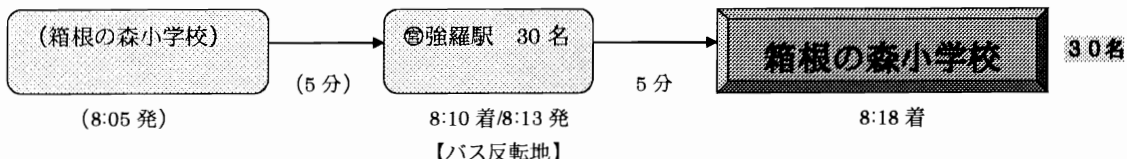


※「みどりの村入口」の後、早雲山駅付近「上強羅入口」から強羅の中を通過。停車場線を一部通行し、施設めぐりバスのルートである公園上通りに入り、「箱根美術館」、「強羅公園入口」を通過し、強羅駅付近まで下る。(またはケーブル代行ルートとして、白百合学園前を通行し、公園下ガードをくぐり、強羅駅付近まで下る。)その後「彫刻の森」から「強羅入口」へ回り、宮ノ下を経由し、箱根の森小学校へ向かう。

【ルート② 温泉方面】(区間所要時間14分+停車時間6分=合計20分)

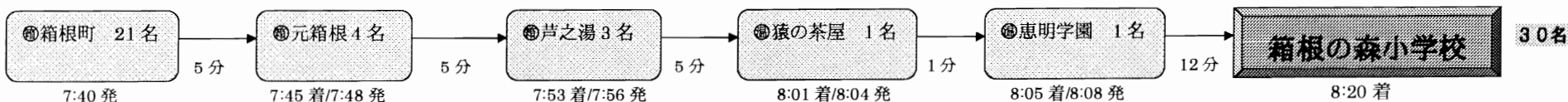


【ルート③ 強羅方面】(区間所要時間5分)



※ルート②「温泉方面」の送迎後のバスが引き続き運行する。
 ※箱根の森小学校～強羅駅間は県道(強羅～強羅坂下間)を通行する。

【ルート④ 箱根方面】(区間所要時間28分+停車時間12分=合計40分)



【ドライブインノア前】

箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合することとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体、個人経営者等、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイデアを聞かせていただきたいと思います。

皆さんのご提案をお待ちしています。

提案募集の内容

「箱根町学校跡地の有効活用について」

対象施設 (学校名をクリックすると、各学校のホームページをご覧になれます)

下記学校跡地の有効な活用方法について、意見・アイデアを募集します。

学校名	温泉小学校	箱根小学校	湯本中学校	仙石原中学校
所在地	宮ノ下413番地	箱根561番地	湯本855番地	仙石原817番地
校地面積	14, 012㎡	15, 537㎡	21, 205㎡	31, 544㎡
校舎面積	2, 859㎡(RC3階建)	2, 806㎡(RC2階建)	3, 812㎡(RC3階建)	3, 850㎡(RC2階建)

応募方法

提案内容住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送、ファックス、メールで応募ください。
※所定の様式はありません。下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

学校名	提案内容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館を併設した複合施設とする。 ※企業等で提案の場合は、施設の利用条件などをご記入ください。
湯本中学校	・ 高齢者福祉施設 ・ 町民活動支援センター

平成19年 月 日
提案者 箱根町湯本256番地
箱根 太郎 連絡先 0460-85-7111

募集期限

12月27日(木)

結果の公開

応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

町の案について

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

学校名	町案
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、現在の建物は売却対象とする)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
箱根小学校	箱根出張所、郷土の資料館等学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
湯本中学校	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、グラウンドは地域住民が利用できる施設、民間企業等を対象にして利用方法を公募
	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザ

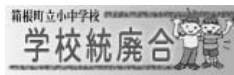
仙石原中学校	ルの実施、民間企業等を対象にして利用方法を公募 (利用例)バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店等商店 のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校等宿泊施設
--------	--




学校跡地利用に係る意見交換会の開催

貴重な町の財産である施設を地域で有効に活用していただける方法を皆さんと一緒に考えていきたいと思
います。多くの方のご参加をお待ちしています。

期日	開催場所	時間
12月3日(月)	役場分庁舎	各会場とも19時～20時30分
4日(火)	温泉小学校	
11日(火)	総合保健福祉センター「さくら館」	
12日(水)	元箱根公民館	
13日(木)	仙石原文化センター	



箱根町役場 企画課企画調整班
〒250-0398神奈川県足柄下郡箱根町湯本256 電話 0460-85-9560 FAX 0460-85-7577
Copyright(C) 2001-2006 Town of Hakone All right reserved. 
web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp



箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

【提案の募集】

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合されることとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体および個人経営者など、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイデアを聞かせていただきたいと思います。

皆さんのご提案をお待ちしています。

(3) 募集期間 11月15日(木) ~ 12月27日(木)

(4) 結果の公開 応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

【町の案について】

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

(1) 提案募集の内容 「箱根町学校跡地の有効活用について」

学校名	所在地	施設の概要	
温泉小学校	宮ノ下413番地	校地面積 (14,012 m ²)	校舎 RC3階建 (2,859 m ²)
箱根小学校	箱根561番地	校地面積 (15,537 m ²)	校舎 RC2階建 (2,806 m ²)
湯本中学校	湯本855番地	校地面積 (21,205 m ²)	校舎 RC3階建 (3,812 m ²)
仙石原中学校	仙石原817番地	校地面積 (31,544 m ²)	校舎 RC2階建 (3,850 m ²)

学校名	町案
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、現在の建物は売却対象とする。)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
箱根小学校	箱根出張所、郷土の資料館など学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
湯本中学校	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、グラウンドは地域住民が利用できる施設、民間企業などを対象にして利用方法を公募
仙石原中学校	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザルの実施、民間企業などを対象にして利用方法を公募 (利用例) バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店など商店のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校など宿泊施設

(2) 応募方法 提案内容と住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送、ファックス、メールで応募ください。

所定の様式はありませんが、下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

学校名	提案内容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館を併設した複合施設とする。 ※企業などで提案の場合は、施設の利用条件などをご記入ください。
湯本中学校	・ 高齢者福祉施設 ・ 町民活動支援センター

平成19年 月 日
提案者 箱根町湯本256番地
箱根 太郎 連絡先 0460(85)7111

応募・照会先 企画課企画調整班

〒250-0398 箱根町湯本256番地

電話 (85) 9560 FAX (85) 7577

E-mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

○箱根町公共施設配置研究会要綱

平成元年10月16日

(目的及び設置)

第1条 町政運営の核となる公共施設のあり方について調査研究するため、箱根町公共施設配置研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(研究事項)

第2条 研究会は、次の事項について調査研究する。

- (1) 公共施設の配置計画に関すること。
- (2) 公有地の有効利用に関すること。
- (3) 土地の公有化に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(研究会の構成員)

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(研究会の運営)

第4条 研究会に会長を置き、副町長があたる。

2 研究会は、会長が招集する。

3 研究会は、必要に応じて他の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、企画課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長がその都度研究会にはかつて定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月16日から施行する。
- 2 箱根町公共施設適正配置調査研究会要綱(昭和57年7月1日施行)は、廃止する。
- 3 土地問題研究会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成2年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

副町長	政策秘書室長	企画観光部長	総務部長	福祉部長	環境整備部長	教育次長
企画観光部企画課長	総務部財務課長	環境整備部都市整備課長				

協議会 正副会長について

12月3日の全員協議会で次の協議会が設置され、正副会長が次のとおり決まりました。

1. (仮称)箱根町住民自治基本条例検討協議会

会 長 (沖津弘幸 議員)

副会長 (村野由紀子議員)

2. 学校跡地等利用検討協議会

会 長 (折橋尚道 議員)

副会長 (勝俣公好 議員)

(平成19年12月3日)

議会事務局

箱根教育

箱根教育とは…

学校教育

教科・領域

1 地域教育

地域素材を教材とした授業の展開

2 箱根ミニマム

- ①すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能の習得
- ②重点項目「漢字の読み・書き、読書・読み聞かせ、音読、計算」

3 情報教育

- ①小学校における情報教育年間カリキュラムの作成
- ②小学校6年:新聞コンクール

4 国際理解教育

小・中学校に派遣されるALTと積極的にコミュニケーションを図る授業の展開

5 心の教育

- ①学校版「おもてなしの心」宣言
温かな心…「ようこそ」
親切な心…「どうぞ」
劳わる心…「どうしましたか」
奉仕の心…「お手伝いします」
感謝の心…「ありがとう」
を行動目標として実践。
- ②校内外キャンプ(小学校)
- ③演劇等鑑賞会(小学校)
- ④箱根子どもアート展(小・中学校)

6 体力向上

- ①小学校体育大会
- ②部活動活性化
- ③体力測定追跡調査

教員研修

1 職場体験

もてなしの心の醸成

2 箱根教育専門研修

- ①生命の星・地球博物館との連携研修
- ②箱根の歴史・文化体験研修

特色ある学校づくり

1 スクールマネジメント研究

リーダーシップと組織マネジメント

2 箱根ミニマム推進計画

PDCAサイクルによる有効な手立ての構築

学校評価

生涯学習

HAKONE大学

<目的>

箱根が有する豊かな自然、歴史・文化、観光事業など、箱根を中心とした専門的学習の場を提供する。
(中心会場:社会教育センター)

<講座概要>

- ・歴史系課程
- ・地学系課程

郷土学習

- ・郷土資料館各種事業
- ・箱根大学歴史講座

レイクアリーナ

- ・体カづくり各種事業

公民館

自治学習出張講座

<講座概要>

- ・教養
- ・健康
- ・安全
- ・自然保護
- ・福祉
- ・防災

ボランティア活動

- ・郷土資料館
- ・元箱根石仏・石塔群
- ・森林浴ウォーク

などのイベント等でのボランティア

地域との連携

公民館、美術館、博物館、ホテルなど地域の産業と連携した支援体制の充実

箱根教育の概要

箱根教育とは、
地域教育、箱根ミニマム、情報教育、国際理解教育、心の教育の総称

- 箱根教育を実施し、「確かな学力を保障する学校」
「子どもたちが元気に楽しく通える学校」をつくります。

1 地域教育

- 箱根の自然・歴史・伝統文化、産業等を学習素材として活用する教育
↓
箱根のことを知り、箱根のことを語れる 子どもの育成
- ◆ 地域素材を教材化した授業実践
【資料】『平成19年度 箱根教育 地域素材を教材化した授業実践資料集』
各学校1部配付
- ◆ 各学年における必須指導事項に基づく授業
・学芸員、専門家等と連携した授業の展開
【資料】「箱根教育 地域教育 必須指導事項一覧」 p. 16
「地域教育に係る必須指導事項（展開案）」 p. 17 ~ p. 35

2 箱根ミニマム

- すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能
- 他の学習への波及効果が大きく期待されるもの
↓
漢字の読み・書き、読書、音読、計算の定着 を重点項目として指導する教育
- ◆ 漢字の読み・書き、読書、音読、計算の具体的な目標に到達する教育活動
【資料】「箱根ミニマム」 p. 36
「箱根町で実施する調査」 p. 37

3 情報教育

- コンピュータを活用した体系的な情報教育
↓
情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の育成
- ◆ 年間カリキュラム（情報モラル教育含む）に基づいた実践
・小学校1年 …………… 5時間
2年 …………… 6時間
3～6年 …………… 10時間
【資料】『平成20年度 情報教育年間計画』 各学校1部配付
- ◆ 新聞展の実施（平成21年2～3月）
・小学校6年生段階における情報収集、活用能力の向上
【資料】『平成20年度 情報教育年間計画』 各学校1部配付

4 国際理解教育

- 外国語（英語）を体感的に学ぶ授業



外国人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成

- ◆ 年間カリキュラムに基づいた実践

・ 小学校低学年 …………… 15時間 { うち3時間 }
中・高学年 …………… 25時間 { うち5時間 } は、ようこそ箱根へ

【資料】『平成20年度 小学校英語活動年間計画』 各学校1部配付

5 心の教育

- 学校版「おもてなしの心」を行動目標として実践する教育



「おもてなしの心」が実践できる子どもの育成

- ◆ 「おもてなしの心」の日常化

・ 「ようこそ」という温かな心
・ 「どうぞ」という親切な心
・ 「どうしましたか」という労る心
・ 「お手伝いします」という奉仕の心
・ 「ありがとう」という感謝の心

6 その他

- 分かる授業、楽しい授業の基盤づくりがされた授業

- ◆ 基本的な指導技術を身に付けた教師

【資料】「授業評価の視点」 p. 39

- ◆ 基本的な学習姿勢を身に付けた子ども

【資料】「学習への姿勢 ミニマム」
p. 40

地域教育 必須指導事項一覧

学年	教科	指導月	単元名	指導時間	配当時数	指導内容	連携先等
1～2年	生活	1月	箱根子どもかるたをたのしもう	2		○町制50周年記念「箱根子どもかるた」を友達と共に楽しむ、約束やルールを守って遊ぶ楽しさ	○町制50周年記念かるた
3～4年	社会	5月	安全なくらしとまちづくり 火事をふせぐ	6	6	○箱根町における火災から人々の安全を守るための工夫や努力	○消防署
		6月	健康なくらしとまちづくり 水はどこから	10	10	○箱根町の人々にとって必要な飲料水を確保するための対策や事業	○浄水場
		9月 11月	ごみはどこへ 昔のくらしとまちづくり 昔のくらし	9 7	9 7	○箱根町のゴミの処理にかかわる対策や事業 ○古くから残るくらしにかかわる道具、それらを使っていたころの様子	○環境センター ○郷土資料館 学芸員
		12月	まちを開く	8	8	○地域の発展に尽くした先人の働きや苦心	
5年	行事 (社会)	4・10月 (5月)	水産業の盛んな地域 (育てる漁業にはげむ人々)	6 (2)		○芦ノ湖のニジマスの採卵受精と放流 ※必：箱根の森小学校 ○(ワカサギの栽培漁業) ※参考教材	○芦之湖漁業協同組合
6年	社会 総合 音楽 社会	12月 1月	箱根の歴史と我が国の歴史	5		○箱根の歴史 ※日本の歴史と関連付けながら ○短歌と俳句	○学芸員による講話
			箱根八里 人々の願いとまちづくり	1 1	1 4	○歌唱指導 ○税金の役割	○税務署員による講話
1～6年	英語 活動	通年	ようこそ箱根へ	3 5	低 15 中高 25	○ようこそ箱根へ	○ALT
中学 1年	美術	7月	美術館の楽しみ方 (+夏季休業中課題学習)	3	3	○芸術家による美術作品のよさや美しさ、鑑賞の仕方	○学芸員(彫刻の森、成川、ポーラ各美術館)
	社会	9月	身近な地域を調べよう ～地形図を使って～	2	7	○特色ある地形と土地利用の様子(集落の広がりや交通路)、新旧の地図の比較による町の変化	○5万分の1, 3000(2500)分の1の地図、箱根町都市整備課
	理科	1月	大地の変化(火山)	3	7	○箱根火山とマグマの性質、箱根火山の成り立ち 造岩鉱物の特徴(箱根火山噴火による火山灰等椀がけしたもの)	○地球博物館学芸員との連携による実験、観察等
3年	行事 社会	5月 12月	森林浴ウォーク 租税・地方財政	8 1	4	○森林浴ウォークボランティア ○箱根町の財政状況	○箱根町生涯学習課 ○講師は、町当局者(町長または副町長)。講話
	家庭	2月	いろいろな人と楽しむ会食	3		○正式なテーブルマナー ※1、2年次学習内容の発展的内容	○ホテルの専門家による指導
1～3年	総合	通年	キャリア学習 (生き方学習の一部)	1年28 2年26 3年35	各学年 70	○職場訪問、福祉体験(1年) ○職場体験(2年) ○プロジェクト学習(3年)	○町内事業所等

※箱根の森小、箱根中学校：閉校になった学校の校歌